

生活安全の確保と 犯罪捜査活動

第1節 犯罪情勢とその対策

第2節 警察捜査のための基盤整備

第3節 人身の安全を確保するための取組

第4節 地域住民の安全安心確保のための取組

第5節 将来にわたる良好な治安確保のための
基盤構築に向けた取組

第2章
CHAPTER 2



1 犯罪情勢とその対策

第1節

刑法犯の認知件数は平成14年をピークに一貫して減少しており、犯罪情勢には一定の改善がみられる。しかし、児童虐待やストーカー事案、配偶者からの暴力事案等が増加傾向にあることに加え、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の28年中の被害総額は約408億円となるなど、犯罪情勢は依然として予断を許さない状況である。また、サイバー犯罪が多発し、サイバー攻撃が相次ぐなど、サイバー空間における脅威が深刻化している。

1 刑法犯

(1) 刑法犯の認知・検挙状況

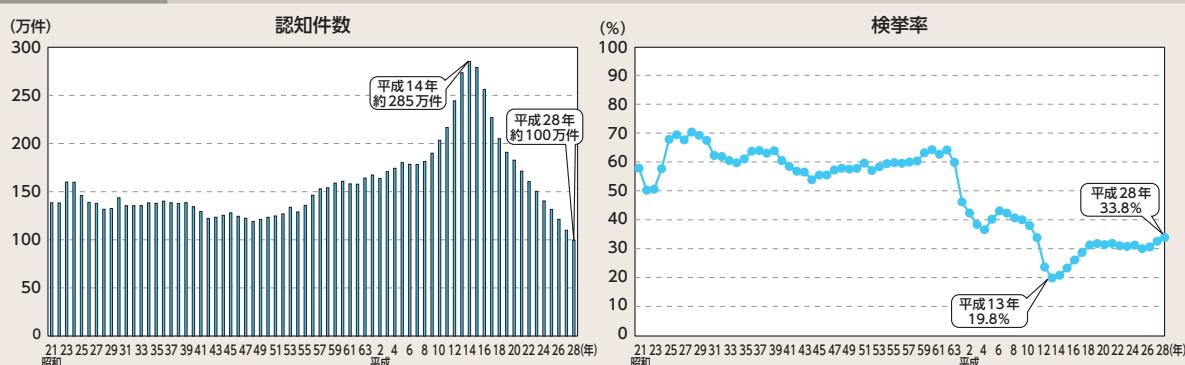
刑法犯の認知・検挙状況の推移は、図表2-1のとおりである。刑法犯の認知件数は、平成8年から14年にかけて増加し続け、同年には約285万件に達した。しかし、15年からは減少に転じ、28年中は99万6,120件と、前年より10万2,849件(9.4%)減少し、戦後初めて100万件を下回った。近年の刑法犯の認知件数の減少は、窃盗犯の認知件数の減少が大きな要因となっており、14年から28年にかけての刑法犯の認知件数の減少数の89.1%を同期間の窃盗犯の認知件数の減少数(165万4,340件)が占めている。

刑法犯の検挙件数は、15年から19年にかけて60万件台で推移していたが、それ以降減少を続け、28年中は33万7,066件と、前年より2万418件(5.7%)減少し、戦後最少となった。刑法犯の検挙件数の減少についても、窃盗犯の検挙件数が減少したことが大きな要因であり、14年から28年にかけての刑法犯の検挙件数の減少数の76.5%を同期間の窃盗犯の検挙件数の減少数(19万5,226件)が占めている。

刑法犯の検挙人員は、9年以降30万人台で推移していたが、24年から30万人を下回り、28年中は22万6,376人と、前年より1万2,979人(5.4%)減少した。

刑法犯の検挙率は、昭和期にはおおむね60%前後の水準であったが、平成に入ってから急激に低下し、13年には19.8%と戦後最低を記録した。その後、14年から19年にかけて上昇し、それ以降はほぼ横ばいで推移している。28年中は33.8%と、前年より1.3ポイント上昇した。

図表2-1 刑法犯の認知・検挙状況の推移(昭和21~平成28年)

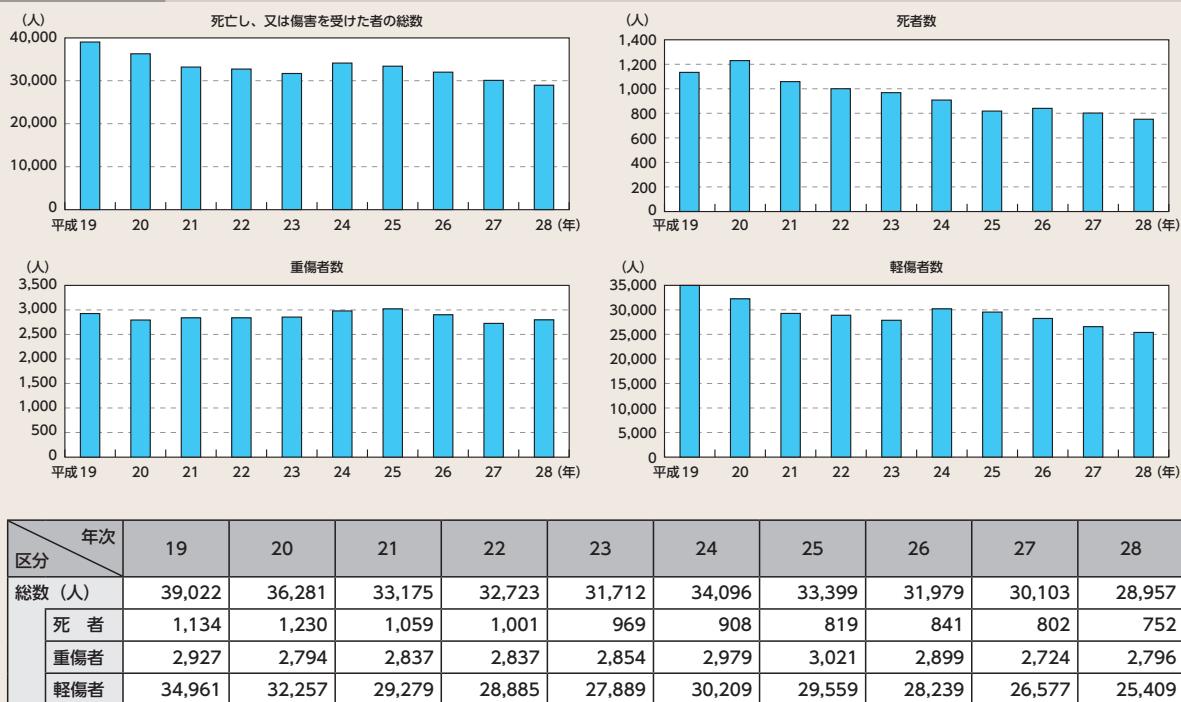


年次	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
認知件数(件)	1,908,836	1,826,500	1,713,832	1,604,019	1,502,951	1,403,167	1,314,140	1,212,163	1,098,969	996,120
検挙件数(件)	605,358	573,392	544,699	497,356	462,535	437,610	394,121	370,568	357,484	337,066
検挙人員(人)	365,577	339,752	332,888	322,620	305,631	287,021	262,486	251,115	239,355	226,376
検挙率(%)	31.7	31.4	31.8	31.0	30.8	31.2	30.0	30.6	32.5	33.8

(2) 刑法犯による身体的被害の状況

刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移は、図表2-2のとおりである。平成15年以降、いずれの数も減少傾向にあったが、28年中は、重傷者の数が25年以来3年ぶりに増加に転じた。

図表2-2 刑法犯により死亡し、又は傷害を受けた者の数の推移（平成19～28年）

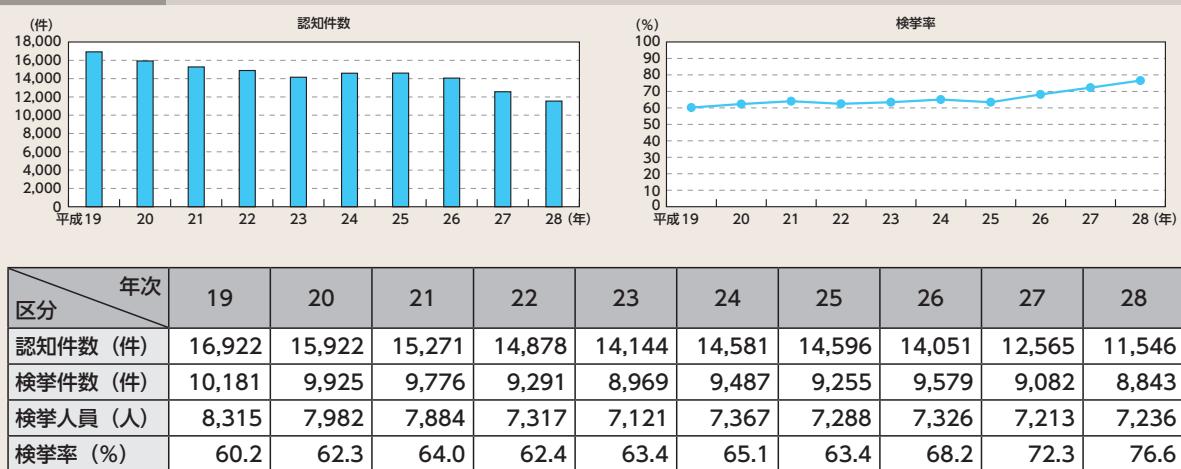


注：重傷者とは、全治1か月以上の傷害を受けた者をいう。

(3) 重要犯罪の認知・検挙状況

重要犯罪^(注)の認知・検挙状況の推移は、図表2-3のとおりである。平成28年中の重要犯罪の認知件数は、ピーク時である15年の2万3,971件と比べ1万2,425件(51.8%)減少した。検挙率は、19年以降60%台で推移していたが、27年に70%を超え、28年は76.6%であった。

図表2-3 重要犯罪の認知・検挙状況の推移（平成19～28年）

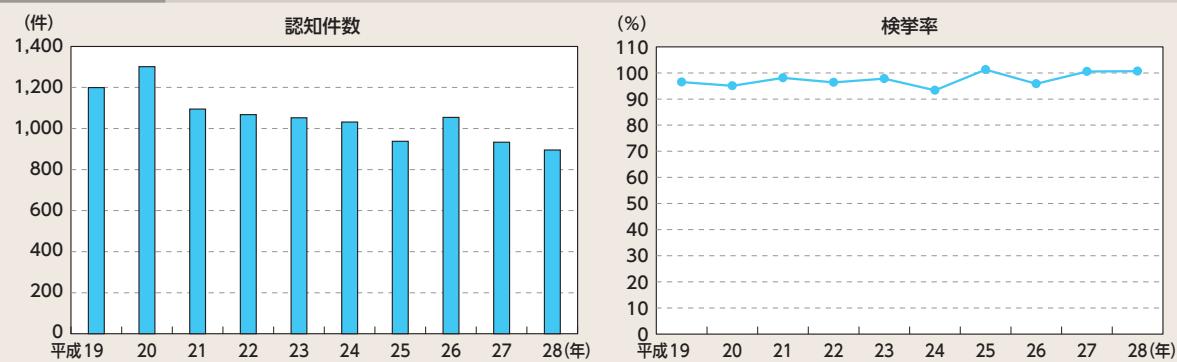


注：殺人、強盗、強姦、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買

① 殺人

殺人の認知・検挙状況の推移は、図表2-4のとおりである。殺人の認知件数は、16年以降減少傾向にあり、28年中は895件と、前年より38件(4.1%)減少し、戦後最少となった。また、検挙率は、重要犯罪の他の罪種に比べ高い水準を維持している。殺人の解決事件^(注)を除いた検挙件数を被疑者と被害者の関係別にみると、親族が440件(54.3%)と最も多く、このうち配偶者(内縁の者を含む。)が158件(35.9%)で最も多かった。

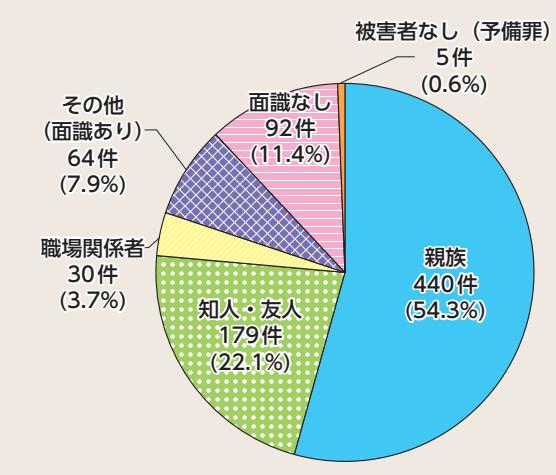
図表2-4 殺人の認知・検挙状況の推移(平成19~28年)



区分	年次	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
認知件数(件)		1,199	1,301	1,095	1,068	1,052	1,032	938	1,054	933	895
検挙件数(件)		1,157	1,237	1,074	1,029	1,029	963	950	1,010	938	901
検挙人員(人)		1,161	1,211	1,036	999	971	899	906	967	913	816
検挙率(%)		96.5	95.1	98.1	96.3	97.8	93.3	101.3	95.8	100.5	100.7

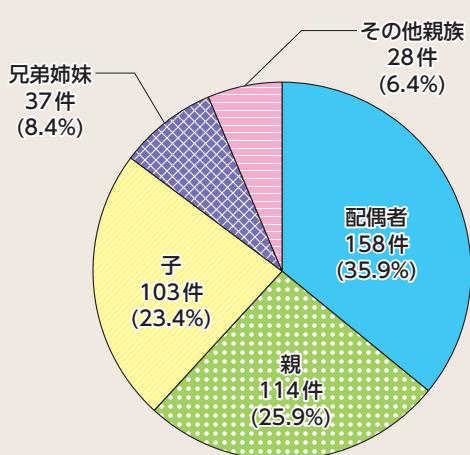
注: 検挙件数には、当該年の前年以前の認知事件の検挙が含まれることから、検挙率が100%を超える場合がある。

図表2-5 殺人の被疑者と被害者の関係別検挙状況(平成28年)



注: 解決事件を除く

図表2-6 親族間の殺人の被疑者と被害者の関係別検挙状況(平成28年)



注1: 解決事件を除く

注2: 繰柄は、被害者から見た被疑者との繰柄である

注: 刑法犯として認知され、既に統計に計上されている事件であって、これを捜査した結果、刑事責任無能力者の行為であることなどの理由により犯罪が成立しないこと又は訴訟条件・処罰条件を欠くことが確認された事件

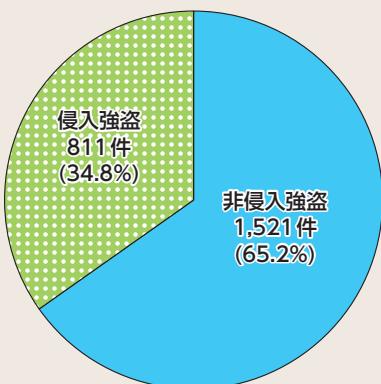
② 強盗

強盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-7のとおりである。28年中の強盗の認知件数は、前年より減少し、ピーク時である15年の7,664件と比べ5,332件（69.6%）減少した。手口別の認知件数では、侵入強盗が811件で、強盗全体の34.8%を占め、このうち47.3%がコンビニ強盗であり、非侵入強盗は1,521件で、強盗全体の65.2%を占め、このうち38.1%が路上強盗であった。検挙率は、28年は前年より1.6ポイント上昇するなど近年上昇傾向にある。

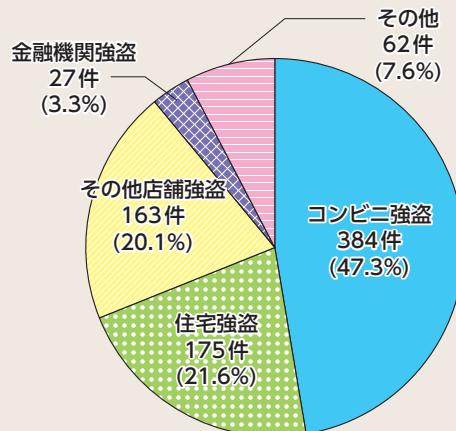
図表2-7 強盗の認知・検挙状況の推移（平成19～28年）



図表2-8 強盗の手口別認知状況（平成28年）



図表2-9 侵入強盗の手口別認知状況（平成28年）

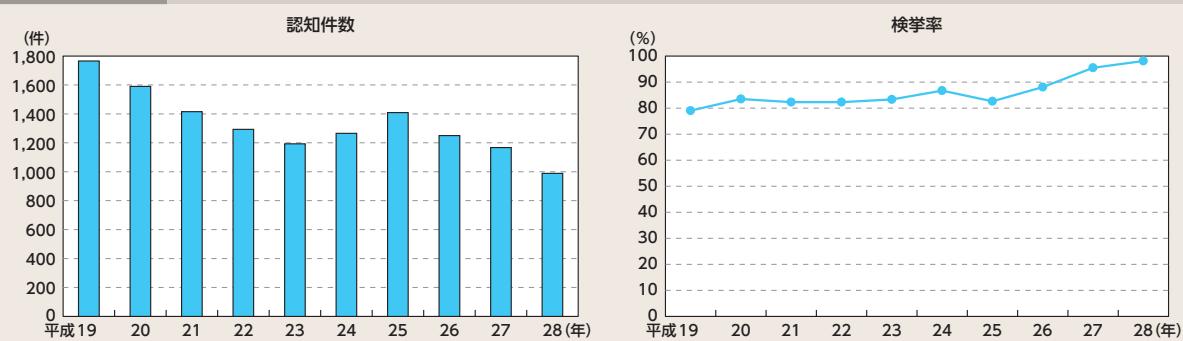


③ 強姦・強制わいせつ

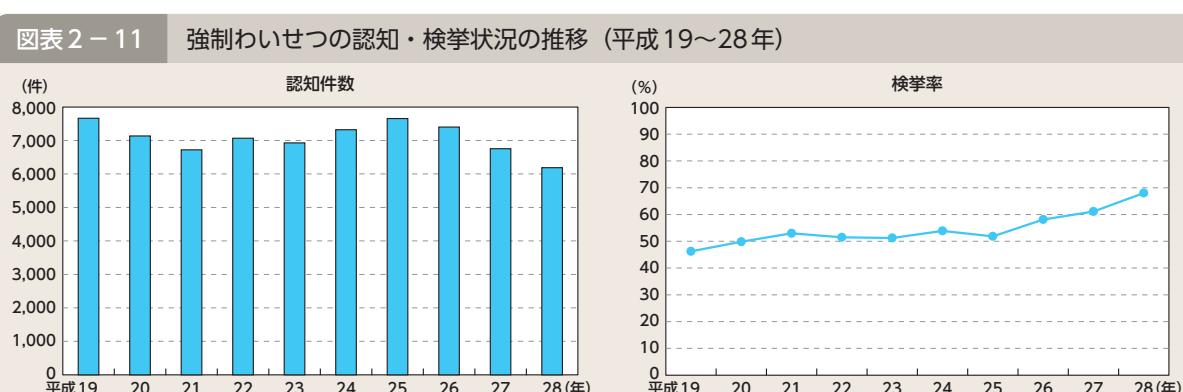
強姦の認知・検挙状況の推移は、図表2-10のとおりである。強姦の認知件数は、16年から23年にかけて連続して減少し、24年、25年は前年より増加したが、26年からは減少を続け、28年中は989件と、前年より178件（15.3%）減少した。検挙率は、28年中は98.1%と、前年より2.6ポイント上昇した。

強制わいせつの認知・検挙状況の推移は、図表2-11のとおりである。強制わいせつの認知件数は、16年以降減少傾向にあり、24年、25年は前年より増加したが、26年からは減少を続け、28年中は6,188件と、前年より567件（8.4%）減少した。検挙率は、28年中は68.0%と、前年より6.9ポイント上昇した。

図表2-10 強姦の認知・検挙状況の推移（平成19～28年）



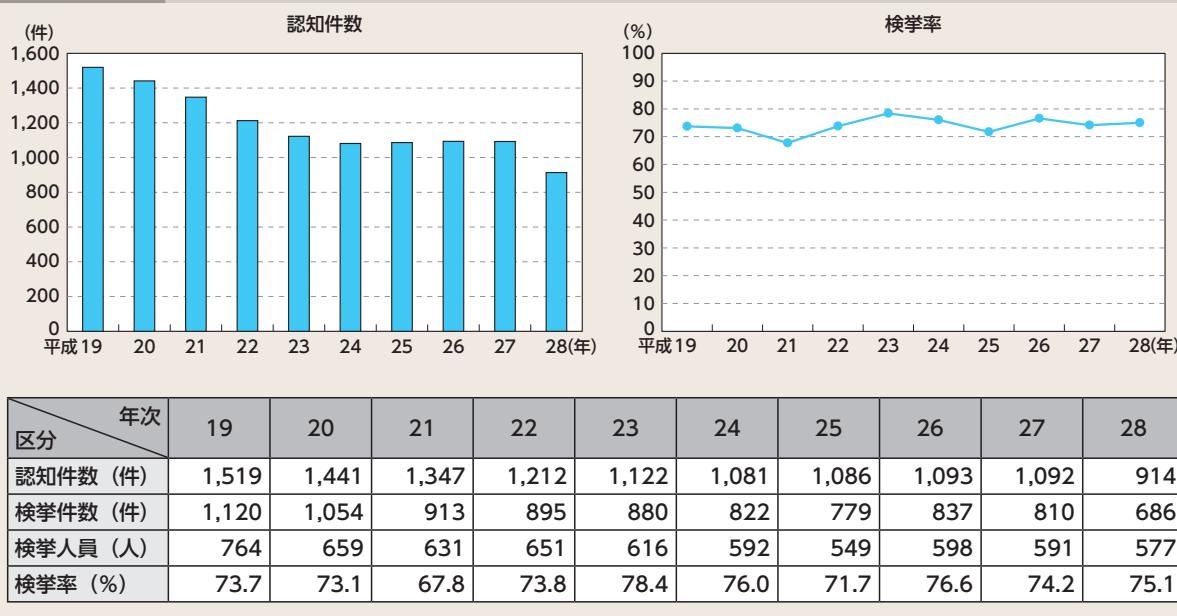
図表2-11 強制わいせつの認知・検挙状況の推移（平成19～28年）



④ 放火

放火の認知・検挙状況の推移は、図表2-12のとおりである。放火の認知件数は17年から24年にかけて減少し、25年、26年は増加に転じたが、27年からは減少を続け、28年中は914件と、前年より178件（16.3%）減少した。検挙率は、過去10年間では、おおむね70～80%の間で推移している。

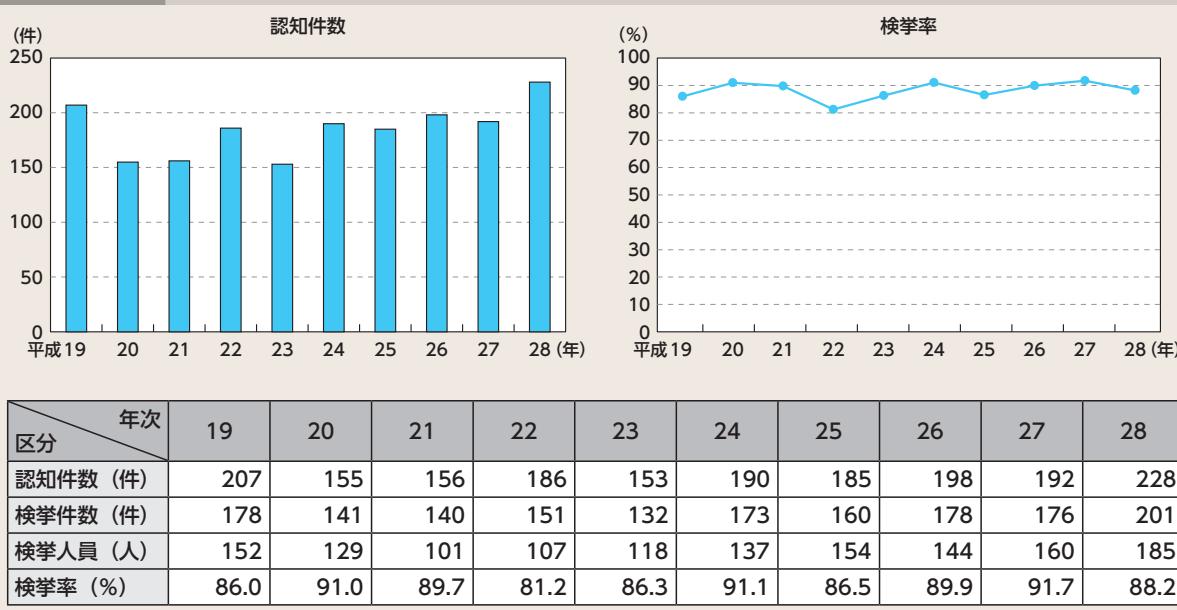
図表2-12 放火の認知・検挙状況の推移（平成19～28年）



⑤ 略取誘拐・人身売買

略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移は、図表2-13のとおりである。略取誘拐・人身売買の認知件数を被害者の男女別でみると、女性が被害者である割合は、28年は82.5%であった。また、被害者の年齢層別でみると、13～19歳の割合が近年増加傾向にあり、28年は33.8%であった。検挙率は、過去10年間では、おおむね90%前後で推移している。

図表2-13 略取誘拐・人身売買の認知・検挙状況の推移（平成19～28年）



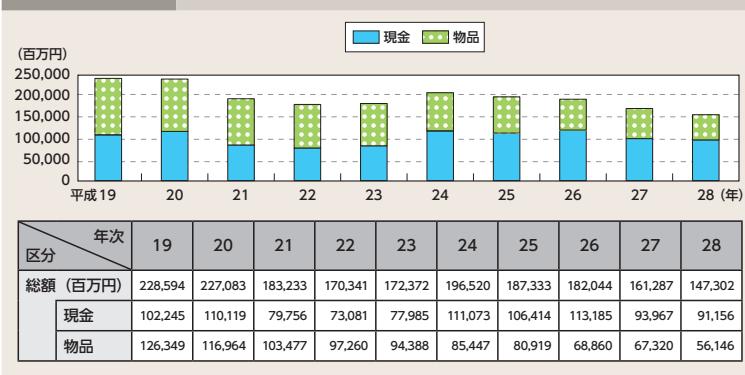
2 国民の財産を狙う事犯への対策

(1) 財産犯の被害額の罪種別状況

財産犯^(注1)の被害額の推移は、図表2-14のとおりであり、その被害総額は平成14年（約3,758億8,100万円）以降、減少傾向にある。

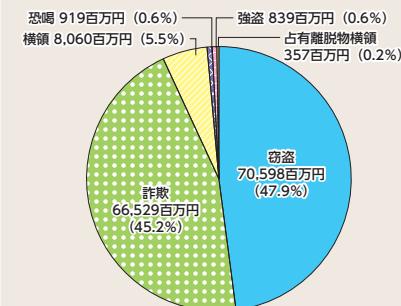
28年の財産犯の被害額の罪種別状況は、図表2-15のとおりである。同年は窃盗の被害額が約705億9,800万円（47.9%）と最も多かった。

図表2-14 財産犯の被害額の推移（平成19～28年）



図表2-15

財産犯の被害額の罪種別被害状況（平成28年）



(2) 侵入窃盗対策

侵入窃盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-16のとおりである。侵入窃盗の認知件数は、ピーク時である平成14年（33万8,294件）以降減少傾向にあり、同年から28年にかけて、26万1,817件（77.4%）減少した。

警察庁、経済産業省、国土交通省及び建物部品関連の民間団体から構成される「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」では、16年4月から、侵入までに5分以上の時間を要するなど一定の防犯性能があると評価した建物部品（CP部品）を掲載した「防犯性能の高い建物部品目録」をウェブサイトで公表するなどして、CP部品の普及に努めており、目録には29年3月末現在で17種類3,332品目が掲載されている。さらに、警察庁のウェブサイトに「住まいの防犯110番」^(注2)を開設し、侵入犯罪対策の広報を推進している。



CPマーク

CP部品だけが表示できる共通標準で
Crime Prevention（防犯）の頭文字を
図案化したもの

図表2-16 侵入窃盗の認知・検挙状況の推移（平成19～28年）



注1：強盗、恐喝、窃盗、詐欺、横領及び占有離脱物横領

2 : <https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki26/index.html>

コラム

平成28年熊本地震の被災地における防犯対策

熊本県警察は、平成28年熊本地震の被災地において、警察災害派遣隊等と一体となって救出救助活動等を実施するとともに、空き巣等の被害を防止するため、パトカー等による24時間体制の警戒・警ら活動や、住民に対する地域安全情報の提供、避難所の巡回等を実施した。また、青色回転灯装備車での防犯パトロール等の県内外の防犯ボランティア団体等による自主的な防犯活動も行われた。



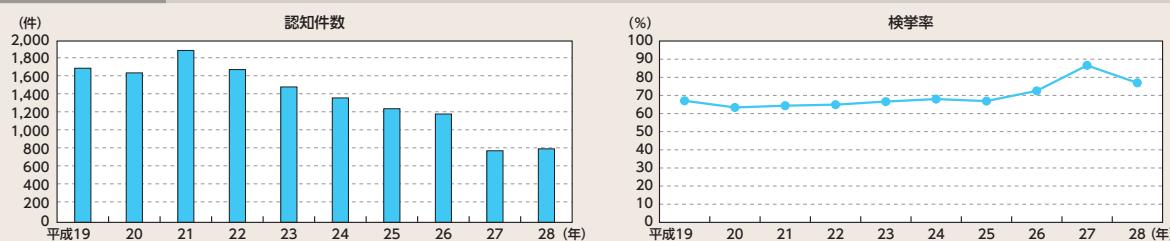
パトロールの状況

(3) 侵入強盗対策

侵入強盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-17のとおりである。平成21年にコンビニ強盗の認知件数が前年比で大きく増加したことなどから、同年には侵入強盗の認知件数が増加に転じたものの、ピーク時である15年(2,865件)以降、減少傾向にある。しかし、28年中は811件と、コンビニ強盗の認知件数の増加等により、再び増加に転じた。

警察では、コンビニエンスストアや金融機関等を対象とした強盗対策として、防犯体制、現金管理の方法、店舗等の構造、防犯設備等について基準を定め、警察官の巡回や機会を捉えた防犯訓練等を実施している。

図表2-17 侵入強盗の認知・検挙状況の推移(平成19~28年)



(4) 自動車盗対策

自動車盗の認知・検挙状況の推移は、図表2-18のとおりである。ピーク時である平成15年(6万4,223件)以降、自動車盗の認知件数は減少傾向にあるが、依然としてその約7割をキーなし^(注1)のものが占めている。

警察庁、財務省、経済産業省、国土交通省及び民間19団体から構成される「自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム」では、「自動車盗難等防止行動計画」(14年1月策定、28年12月改定)に基づき、イモビライザ^(注2)等の盗難防止装置やナンバープレート盗難防止ネジ等の普及促進、自動車の使用者に対する防犯指導、広報啓発等を推進している。

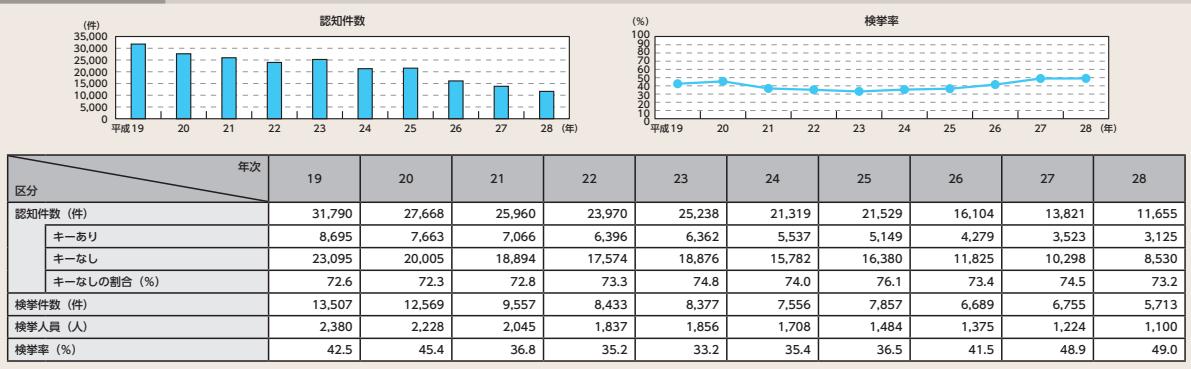


自動車盗難防止の広報ポスター

注1：エンジンキーがイグニッションスイッチに差し込まれ、又は運転席若しくはその周辺に放置されていて被害に遭ったもの（以下「キーあり」という。）以外のもの

注2：エンジンキーに埋め込まれた送信機から発するIDコードと、車両本体の電子制御装置にあらかじめ登録されたIDコードが一致しなければ、エンジンが始動しない電子式盗難防止装置

図表2－18 自動車盗の認知・検挙状況の推移（平成19～28年）

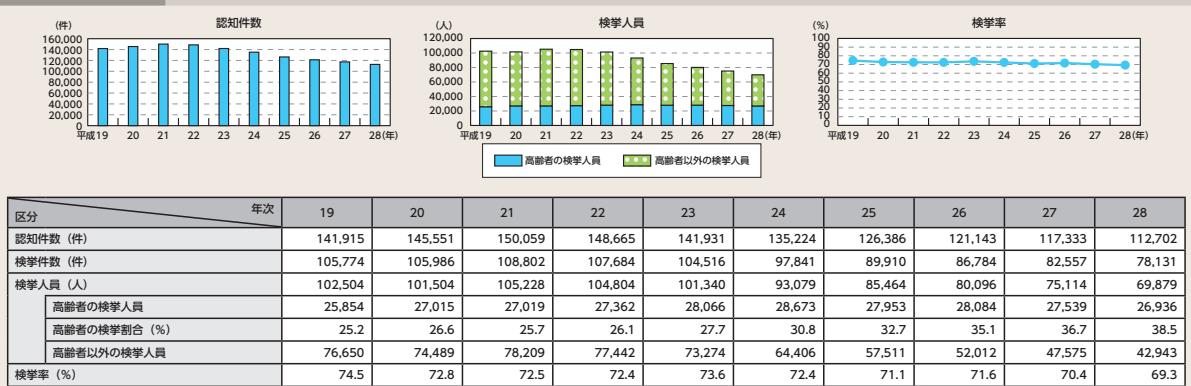


(5) 万引き対策

万引きの認知・検挙状況の推移は、図表2－19のとおりである。万引きの認知件数は、平成22年以降減少傾向にあるものの、刑法犯認知件数に占める万引きの認知件数の割合は上昇傾向にあり、28年中は11.3%に達している。また、万引きの検挙人員全体に占める高齢者^(注)の割合が上昇傾向にあり、28年中は38.5%であった。

警察では、万引きを許さない社会気運の醸成や規範意識の向上を図るために、関係機関・団体等と連携した広報啓発活動を行うなど、社会を挙げた万引き防止に向けた取組を推進している。

図表2－19 万引きの認知・検挙状況の推移（平成19～28年）

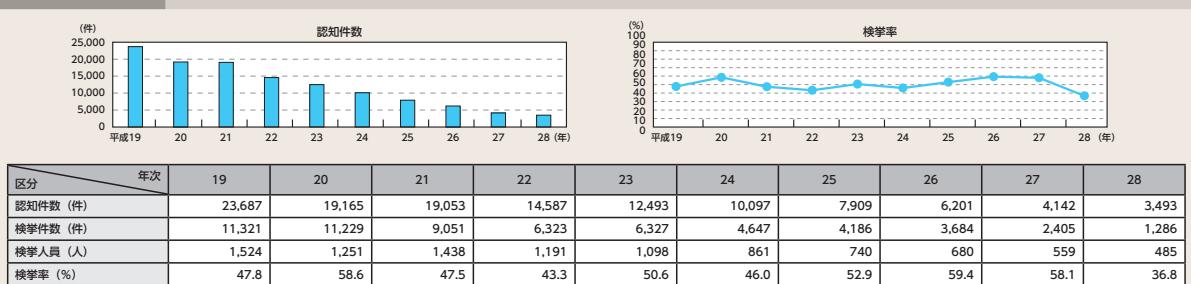


(6) ひったくり対策

ひったくりの認知・検挙状況の推移は、図表2－20のとおりである。ひったくりの認知件数は、平成14年（5万2,919件）をピークに14年連続で減少しており、28年中は3,493件と、ピーク時の15分の1以下にまで減少した。

警察では、ひったくり事件の発生状況や手口を分析して、ひったくりの被害防止に効果のあるかばんの携行方法や通行方法等について啓発を行っているほか、関係機関・団体等と協力し、自転車用のひったくり防止カバー等の普及を促進するなどしている。

図表2－20 ひったくりの認知・検挙状況の推移（平成19～28年）



注：65歳以上の者

(7) 通貨偽造犯罪対策

① 発見状況

偽造日本銀行券の発見枚数^(注1)の推移は図表2-21のとおりであり、平成28年中は、前年より増加した。

図表2-21 偽造日本銀行券の発見枚数の推移（平成19～28年）

年次 区分	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
合計（枚）	15,779	2,540	3,433	3,609	1,536	1,950	966	2,235	1,208	2,730
一万円券	3,562	1,975	1,966	2,427	1,157	1,457	587	1,581	793	2,637
五千円券	121	105	278	474	85	109	74	108	33	24
二千円券	13	6	9	327	3	4	2	1	16	2
千円券	12,083	454	1,180	381	291	380	303	545	366	67

② 特徴的傾向と対策

最近の偽造日本銀行券の中には、精巧に偽造されたものが発見されている。これは、高性能のプリンタ等が一般に普及したためと考えられる。

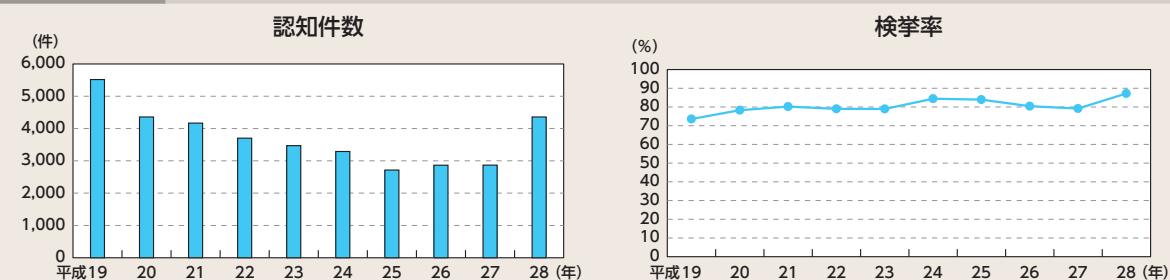
警察庁では、財務省、日本銀行等と連携して、ポスターやウェブサイトで偽造日本銀行券が行使された事例や偽造通貨を見破る方法を紹介するなどして、国民の注意を喚起している。

(8) カード犯罪^(注2)対策

カード犯罪の認知・検挙状況の推移は図表2-22のとおりであり、平成28年中の認知件数、検挙件数及び検挙人員は、いずれも前年より増加した。これは、外国金融機関が保有する顧客情報を基に偽造されたカードが使用されるなど組織的なカード犯罪が多発したためと考えられる。

警察では、早期検挙のため捜査を徹底するほか、口座名義人からキャッシュカード等の盗難・紛失の届出があった場合にカードの利用停止を促すなど、被害の拡大防止に努めている。

図表2-22 カード犯罪の認知・検挙状況の推移（平成19～28年）



年次 区分	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
認知件数（件）	5,518	4,359	4,169	3,703	3,471	3,288	2,716	2,865	2,866	4,358
検挙件数（件）	4,060	3,412	3,342	2,925	2,739	2,776	2,279	2,304	2,268	3,800
検挙人員（人）	623	547	592	514	413	448	359	445	478	632
検挙率（%）	73.6	78.3	80.2	79.0	78.9	84.4	83.9	80.4	79.1	87.2

事例

Case

28年5月、不特定多数の者により、17都府県のコンビニエンスストア等に設置されたATM約1,700台で、外国金融機関が保有する約3,000件の顧客情報を基に偽造されたカードが使用され、約18億6,000万円が窃取された。29年3月までに、全国20都府県警察において、現金を窃取した「出し子」やその「指示役」等合計約180人を窃盗罪等で逮捕した。

注1：届出等により警察が押収した枚数

2：クレジットカード、キャッシュカード、プリペイドカード及び消費者金融カードを悪用した犯罪

(9) 悪質商法事犯対策

① 利殖勧誘事犯^(注1)

利殖勧誘事犯の検挙状況の推移は、図表2-23のとおりである。平成28年中は、ファンドに関連した事犯^(注2)の検挙が目立った。

利殖勧誘事犯では、被害者が被害に遭ってから気付くまでに時間を要する場合が多いことから、警察では、同事犯の被害拡大防止のため、早期の事件化を図るとともに、犯罪に利用された預貯金口座を凍結するための金融機関への情報提供等を推進しており、28年中の同事犯に関する情報提供件数は162件であった。

図表2-23 利殖勧誘事犯の検挙状況の推移（平成19～28年）

年次 区分	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
検挙事件数（事件）	12	22	29	31	35	41	37	40	37	24
検挙人員（人）	86	117	125	110	184	196	189	227	116	87

図表2-24 利殖勧誘事犯の類型別検挙状況（平成28年）

類型	検挙事件数（事件）	検挙人員（人）	検挙法人（法人）	被害人員等（人）	被害額等
合計	24	87	5	45,868	389億2,376万円
未公開株に関連した事犯	2	5	0	1,221	31億3,366万円
公社債に関連した事犯	1	1	0	62	17億1,000万円
ファンドに関連した事犯	9	30	5	1,651	215億2,226万円
デリバティブ取引に関連した事犯	3	3	0	75	4,949万円
外国通貨に関連した事犯	0	0	0	0	0円
上記以外の預り金に関連した事犯	4	5	0	80	26億293万円
その他の事犯	5	43	0	42,779	99億540万円

注1：その他の事犯には、金地金、レンタル商品に関連した事犯等が含まれる。

2：被害額等の合計が類型別の被害額等の合計と異なるのは、類型別の被害額等は1万円未満切捨てとしているためである。

事例 Case

会社役員の男（53）らは、23年12月頃から27年4月頃にかけて、高齢者を中心に投資ファンドのパンフレット等を閲覧させるなどした上、「毎月、配当として出資金の1%をもらえる」などと虚偽の事実を告げ、同ファンドへの出資金の名目で、1都8県の約130名から約8億2,000万円をだまし取った。28年3月までに同男ら1法人3人を詐欺罪等で検挙した（福岡）。



押収したパンフレット

② 特定商取引等事犯^(注3)

特定商取引等事犯の検挙状況の推移は、図表2-25のとおりである。28年の検挙事件を類型別にみると、訪問販売に関連した事犯の検挙が目立った。

特定商取引等事犯では、被害者が被害に遭っていることに気付いても、被害者自身で解決しようとして警察への届出までに時間を要する場合もみられることから、警察では、ウェブサイト等を通じて早期の相談を呼び掛けている。

図表2-25 特定商取引等事犯の検挙状況の推移（平成19～28年）

年次 区分	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
検挙事件数（事件）	112	142	152	193	161	124	172	173	155	131
検挙人員（人）	299	279	371	430	314	259	418	330	250	264

注1：出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（以下「出資法」という。）、金融商品取引法、無限連鎖講の防止に関する法律等の違反に係る事犯

2：出資者から集めた資金を有価証券や事業への投資等で運用し、生じる利益を配分する仕組みを商材とする事犯

3：訪問販売、電話勧誘販売等で事実と異なることを告げるなどして商品の販売や役務の提供を行う悪質商法。具体的には、訪問販売等の特定商取引を規制する特定商取引に関する法律違反及び特定商取引に関連する詐欺、恐喝等に係る事犯

図表2-26 特定商取引等事犯の類型別検挙状況（平成28年）

類型	検挙事件数（事件）	検挙人員（人）	検挙法人（法人）	被害人員（人）	被害額
合計	131	264	20	25,093	62億8,664万円
訪問販売	111	198	10	23,050	56億4,600万円
電話勧誘販売	2	8	0	639	1億5,979万円
連鎖販売取引	1	28	2	203	1億5,346万円
訪問購入	13	23	6	801	1,541万円
その他	4	7	2	400	3億1,195万円

注1：その他とは、通信販売、特定継続的役務提供及び業務提供誘引販売取引である。

2：被害額等の合計が類型別の被害額等の合計と異なるのは、類型別の被害額等は1万円未満切捨てとしているためである。

事例 Case

会社役員の男（35）らは、21年10月頃から27年6月頃にかけて、宗教法人を買収するなどした上、チラシ広告等で、願いを成就させる特殊な効果を有すると称するブレスレットの無料モニターを募り、申込みを行った顧客に対し、電話で、「汚れたお金を持っていると不幸になる。お金を浄化したら、それ以上のきれいなお金が入ってくる」などと虚偽の事実を告げて金銭を送付させるなどし、全国の延べ約3万人から約44億円をだまし取った。28年8月までに、同男ら1法人55人を組織的犯罪処罰法^(注1)違反（組織的な詐欺）等で検挙した（大阪）。



押収したブレスレット

（10）ヤミ金融事犯^(注2)対策

ヤミ金融事犯の検挙状況の推移は、図表2-27のとおりである。ヤミ金融事犯のうち、無登録・高金利事犯^(注3)の検挙事件数及び検挙人員は減少傾向にあるが、ヤミ金融関連事犯^(注4)は増加傾向にある。

無登録・高金利事犯のうち、携帯電話や預貯金口座を利用して非面接で敢行されるいわゆる090金融事犯については、平成28年中は、検挙事件数の23.0%、検挙人員の38.1%を占めている。また、28年中に検挙した無登録・高金利事犯に占める暴力団が関与した割合は、21.6%であった。

警察では、ヤミ金融事犯の取締りを推進するとともに、ヤミ金融に利用された預貯金口座を凍結するための金融機関への情報提供、レンタル携帯電話等の解約について事業者への要請等の総合的な対策を行っている。28年中の金融機関への情報提供件数は2万3,661件、レンタル携帯電話事業者への解約要請件数は3,010件であった。

図表2-27 ヤミ金融事犯の検挙状況の推移（平成19～28年）

年次	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
検挙事件数（事件）	484	437	442	393	366	325	341	422	442	528
無登録・高金利事犯	447	398	369	307	254	190	168	151	140	139
ヤミ金融関連事犯	37	39	73	86	112	135	173	271	302	389
検挙人員（人）	995	860	815	755	666	470	523	558	608	662
無登録・高金利事犯	938	797	706	646	539	315	337	258	267	257
ヤミ金融関連事犯	57	63	109	109	127	155	186	300	341	405

事例 Case

無登録で貸金業を営む男（29）らは、23年12月から27年5月にかけて、多重債務者の名簿に記載された者をレンタル携帯電話によって勧誘し、全国の顧客約2,200人に対し、その銀行口座に振込送金する方法により、法定利息の約49倍から約1,703倍で金銭を貸し付け、他人名義の口座へ振込送金を受ける方法により、元利金約2億3,800万円を受領した。同年10月までに、同男ら6人を貸金業法違反（無登録営業）、出資法違反（超高金利）等で逮捕した。また、28年7月までに、携帯電話不正利用防止法によって義務付けられた本人確認をしないまま、同男らにSIMカードを貸与したレンタル携帯電話会社役員の男（30）ら1法人3人を同法違反（貸与時本人確認義務違反）で検挙した（徳島）。

注1：組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

2：無登録・高金利事犯及びヤミ金融関連事犯

3：貸金業法違反（無登録営業）及び出資法違反（高金利等）に係る事犯

4：貸金業に関連した犯罪収益移転防止法違反、詐欺、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（以下「携帯電話不正利用防止法」という。）違反等に係る事犯

(11) 知的財産権侵害事犯対策

① 商標権侵害事犯^(注1)及び著作権侵害事犯^(注2)

偽ブランド事犯等の商標権侵害事犯、海賊版事犯等の著作権侵害事犯においては、インターネットを利用して侵害行為が行われる場合が多いことから、警察では、サイバーパトロール等による端緒情報の把握に努めている。

また、不正商品対策協議会^(注3)の活動への参加を始め、権利者等と連携した知的財産権の保護及び不正商品の排除に向けた広報啓発活動を推進している。

図表2-28 知的財産権侵害事犯の検挙状況の推移（平成24～28年）

区分	年次	24		25		26		27		28	
		事件数 (件)	人員 (人)								
合計	510	846	524	716	574	838	606	868	594	730	
商標法違反（偽ブランド事犯等）	260	420	241	346	247	381	316	457	304	381	
著作権法違反（海賊版事犯等）	196	285	240	279	270	348	239	290	238	267	
その他	54	141	43	91	57	109	51	121	52	82	

図表2-29 押収した偽ブランド品のうち、仕出国・地域が判明したものの国・地域別押収状況の推移（平成19～28年）

区分	年次	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
		総数（点）	315,302	280,679	107,637	128,252	168,303	88,846	74,059	84,396	70,949
中国	143,170	268,326	93,800	118,162	159,276	73,511	63,373	57,221	58,667	60,087	
韓国	117,930	5,972	13,529	9,032	7,228	15,230	10,425	26,461	12,098	312,278	
香港	49,694	12	181	17	62	61	22	472	0	0	
台湾	0	0	0	825	83	0	0	1	0	0	
その他	4,508	6,369	127	216	1,654	44	239	241	184	1,836	

② 営業秘密侵害事犯^(注4)

営業秘密侵害事犯については、平成28年中、18事件25人を検挙しており、企業の保有する技術情報等が同業他社に転職した元役員によって持ち出された事犯や、企業の保有する顧客情報が退職した元役員によって持ち出され、同業他社に販売された事犯等がみられた。

警察では、各都道府県警察で指定された営業秘密保護対策官が、警察署における営業秘密侵害事犯の相談対応について指導を行うなどにより捜査能力の一層の向上を図っているほか、被害の早期届出の必要性についての企業に対する啓発等を推進している。

事例

Case

塗料製造・販売等会社（A社）の元役員の男（62）は、不正の利益を得る目的で、A社の子会社（B社）に在職中の25年1月頃、A社及びB社で共有されたサーバにアクセスし、A社の営業秘密である塗料の原料等に関する情報を自己所有のUSBメモリに複製して領得し、同業他社（C社）に転職後の同年4月頃、C社従業員らに対し、同情報に関する書面を手渡すなどして、A社の営業秘密を開示した。28年2月、同男を不正競争防止法違反（営業秘密の開示）で逮捕した（愛知）。

注1：商標法違反に係る事犯

2：著作権法違反に係る事犯

3：昭和61年、不正商品の排除及び知的財産権の保護を目的として、知的財産権侵害に悩む各種業界団体により設立された任意団体。警察庁等の関係機関と連携し、シンポジウムの主催や各種催物への参加を通じて、広報啓発活動、海外における不正商品販売の実態調査、海外の検査機関や税関等に対する働き掛け等を行っている。

4：不正競争防止法第21条第1項及び第3項に係る事犯

3 構造的な不正事案への対策

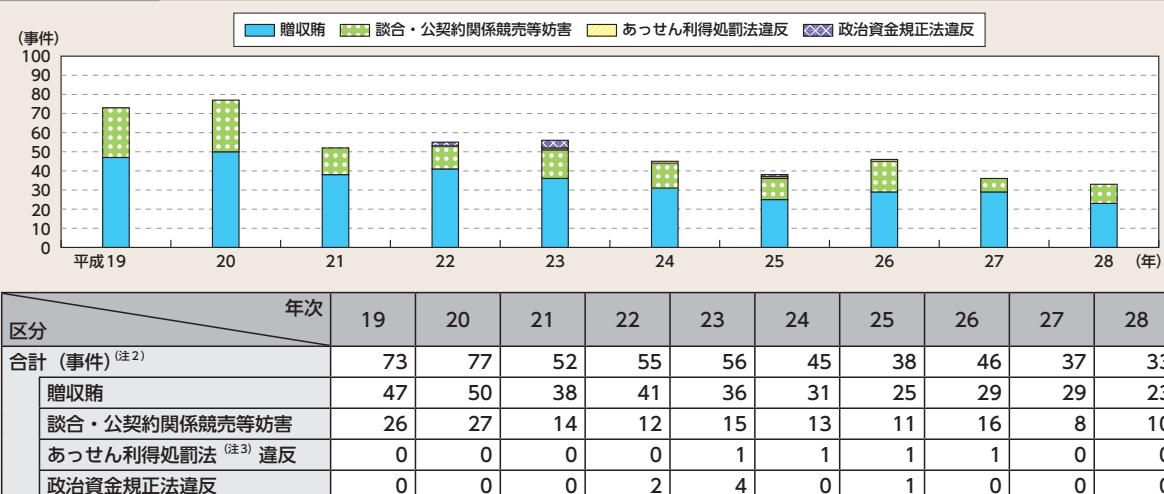
(1) 政治・行政をめぐる不正事案

国又は地方公共団体の幹部職員等による贈収賄事件、入札談合等関与行為防止法^(注)違反事件、公契約関係競売等妨害事件、買収等の公職選挙法違反事件等の政治・行政をめぐる不正は依然として後を絶たない。

しかし、このような事案は、直接の被害者がおらず、金品の受渡し等は密室で行われることが多いことから、被害申告や目撃者の証言等が通常は期待できず、端緒情報の把握や犯罪事実の立証は容易ではない。

警察では、このような事案に対し、端緒情報の把握に努めるとともに、不正の実態に応じて様々な刑罰法令を適用するなどして、事案の解明を進めている。第24回参議院議員通常選挙(平成28年7月10日施行)における選挙期日後90日現在(28年10月8日現在)の公職選挙法違反の検挙件数は107件、検挙人員は117人(うち逮捕者は33人)であった。

図表2-30 政治・行政をめぐる不正事案の検挙事件数^(注1)の推移(平成19~28年)



注1：公職選挙法違反事件を除いている。

2：同一の被疑者で同種の余罪がある場合でも、一つの事件として計上している。

3：公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律

事例 Case

姫路市建設局長(60)は、26年11月頃及び27年6月頃の2回にわたり、元建設会社社員から、同市が発注する橋補修工事の受注に関して、職務上不正な行為をしたことの謝礼等として、現金合計100万円を收受した。28年10月、同局長を収賄罪等で逮捕した(兵庫)。

事例 Case

大阪大学大学院工学研究科の教授(57)は、24年1月から28年9月にかけて、数回にわたり、建設会社2社の社員2人から、同大学と外部機関等との共同研究に関して、同2社との共同研究の受入れを決定し、同研究の結果の情報を提供したことなどの謝礼等として、現金合計約780万円を收受した。同年11月、同教授を収賄罪で逮捕した(大阪、千葉、神奈川)。

事例 Case

第24回参議院議員通常選挙の際、選挙運動員(62)は、28年7月、他の選挙運動員4名に対し、投票を呼び掛ける選挙運動をしたことなどの報酬として、現金合計約30万円を供与した。同年8月、現金を供与した選挙運動員を公職選挙法違反(買収)で逮捕した(熊本)。

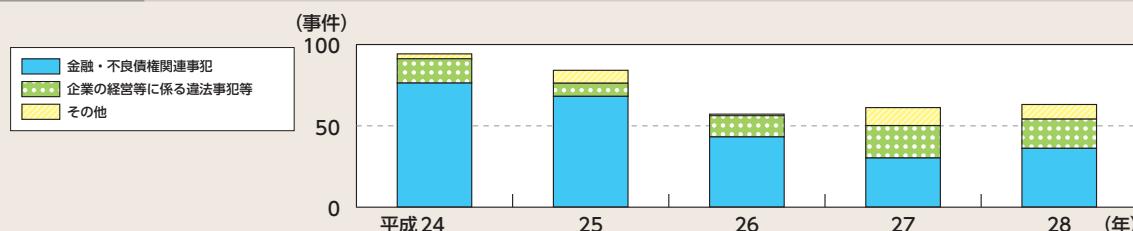
(2) 経済をめぐる不正事案

金融機関等の企業の役職員らが組織の内部統制を逸脱したことによる背任、詐欺、横領等の違法事犯のほか、国及び地方公共団体の補助金の不正受給事犯が後を絶たない状況にある。また、地方議会議員、弁護士、司法書士といった社会的地位を有する者による詐欺、横領等の犯罪も発生している。

警察では、これらの金融・不良債権関連事犯、企業の経営等に係る違法事犯、証券取引事犯、財政侵害事犯及びその他国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪の取締りを推進している。また、様々な投資名目で消費者等が被害に遭う詐欺事件等においては、被害者が多数・広域に及ぶ場合があることから、関係する都道府県警察が連携を図っている。

このような事案に対しては、対象となる企業等の財務実態の解明が不可欠であることから、都道府県警察においては、公認会計士や税理士等の専門的な知識を有する者を財務捜査官として採用し、その高度な技能を活用して事案の早期解明を図っている。

図表2-31 経済をめぐる不正事犯の検挙事件数の推移（平成24～28年）



区分	年次	24	25	26	27	28
合計（事件）		94	84	57	61	63
金融・不良債権関連犯		76	68	43	30	36
企業の経営等に係る違法事犯等 ^(注1)		15	8	13	20	18
その他 ^(注2)		3	8	1	11	9

注1：企業の経営等に係る違法事犯、証券取引事犯及び財政侵害事犯をいう。

2：金融・不良債権関連犯及び企業の経営等に係る違法事犯等以外の国民の経済活動の健全性又は信頼性に重大な影響を及ぼすおそれのある犯罪をいう。

事例 Case

森林組合の元専務理事（54）は、平成23年3月頃から26年3月頃にかけて、県地方事務所に対し、国庫補助事業の対象である森林作業道の開設等を実施したように装った書類を提出するなどして補助金の交付を申請し、同事務所から補助金合計約2億4,900万円の交付を受けた。また、22年5月頃から26年11月頃にかけて、下請会社の代表取締役らと共に、工事請負代金を水増しして請求し、同組合から合計約4億6,200万円をだまし取った。27年12月までに、同元専務理事を補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律違反及び詐欺罪で逮捕した（長野）。

事例 Case

投資スクール会員を募集するグループの主催者の男（47）らは、外国為替証拠金取引（FX取引）への投資名目で現金をだまし取ろうと考え、同スクールの会員になれば同取引によって運用利益を上げている投資ファンドを購入でき、運用に充てられるなどと虚偽の事実の話を持ちかけ、22年6月から27年8月にかけて、同スクールの会員約160人から合計約19億円をだまし取った。同年11月、同男ら2人を詐欺罪で逮捕した（愛知）。

4 国民の健康を害する事犯への対策

(1) 保健衛生事犯^(注1)対策

保健衛生事犯の検挙状況の推移は、図表2-32のとおりである。

警察では、厚生労働大臣の承認を得ていない医薬品（以下「無承認医薬品」という。）を広告・販売するなどの医薬品医療機器法違反、無資格で医行為を行うなどの医師法違反、診療所の無許可開設等の医療法違反、無資格で美容施術を行う美容師法違反等の国民の健康被害に直結する保健衛生事犯の取締りを行っている。

無承認医薬品の広告・販売事犯については、近年、国外を仕出地とするものが全体の半数前後を占めている上、インターネットを利用して広告・販売を行っているものも多いことから、外国捜査機関等に対し情報を提供し、ウェブサイトの削除を要請するなどしている。

図表2-32 保健衛生事犯の検挙状況の推移（平成24～28年）

区分	年次		24		25		26		27		28	
	事件数 (件)	人員 (人)										
合計	317	407	309	396	322	412	395	559	394	518		
薬事関係事犯	81	131	60	98	63	101	64	108	66	101		
医事関係事犯	39	66	39	58	63	92	81	157	53	102		
公衆衛生関係事犯	197	210	210	240	196	219	250	294	275	315		

(2) 食の安全に係る事犯^(注2)対策

食の安全に係る事犯の検挙状況の推移は、図表2-33のとおりであり、平成28年中は、産業廃棄物処理の委託を受けた食肉を産業廃棄物ではない食品として販売した事犯等がみられた。

警察では、食の安全に係る事犯の取締りを推進するとともに、食品安全行政に関する関係府省連絡会議^(注3)に参加するなど、関係機関との連携の強化に努めている。

図表2-33 食の安全に係る事犯の検挙状況の推移（平成19～28年）

区分	年次									
	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
検挙事件数（件）	52	37	66	46	39	41	40	37	31	32
食品衛生関係事犯	48	21	32	36	27	21	26	20	22	21
食品の産地等偽装表示事犯	4	16	34	10	12	20	14	17	9	11
検挙人員（人）	90	91	132	85	76	73	80	77	61	62
食品衛生関係事犯	69	34	25	65	39	22	44	28	29	42
食品の産地等偽装表示事犯	21	57	107	20	37	51	36	49	32	20
検挙法人（法人）	5	24	37	26	13	14	17	17	13	17
食品衛生関係事犯	3	5	6	19	5	3	9	3	6	11
食品の産地等偽装表示事犯	2	19	31	7	8	11	8	14	7	6

事例

Case

産業廃棄物処理会社（A社）の代表取締役（75）は、27年8月頃から12月頃にかけて、食品等事業者（B社）から廃棄処理委託を受けた産業廃棄物である食肉に関し、全量の廃棄処分をしたように装い、B社から委託料をだまし取るとともに、めん類製造業の経営者（78）に食肉を販売するなどした。また、同経営者らは、同年9月頃から12月頃にかけて、食品卸売業者に対し、同食肉を産業廃棄物ではない食品であると装って販売し、代金をだまし取った。28年8月までに、同代表取締役ら1法人3人を食品衛生法違反（無許可営業）等で検挙した（愛知、岐阜）。

注1：薬事関係事犯（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「医薬品医療機器法」という。）違反、薬剤師法違反等）、医事関係事犯（医師法違反、歯科医師法違反等）及び公衆衛生関係事犯（食品衛生法違反、狂犬病予防法違反等）

2：食品衛生関係事犯（食品衛生法違反等）及び食品の産地等偽装表示事犯（不正競争防止法違反等）

3：食品安全基本法に基づき、関係府省間の密接な連携の下、食品の安全性の確保に関する施策を総合的に推進することを目的とした会議

5 良好な生活環境の保持

(1) 風俗営業等の状況

① 風俗営業の状況

警察では、風営適正化法^(注1)に基づき、風俗営業等に対して必要な規制を加えるとともに、風俗営業者等の自主的な健全化のための活動を支援し、業務の適正化を図っている。

② 性風俗関連特殊営業の状況

性風俗関連特殊営業の状況についてみると、近年、無店舗型性風俗特殊営業や映像送信型性風俗特殊営業の届出数が増加している一方で、店舗型性風俗特殊営業及び電話異性紹介営業の届出数は減少している。

③ 深夜酒類提供飲食店営業の状況

深夜酒類提供飲食店の営業所数は、近年減少傾向にある。

④ 特定遊興飲食店営業の状況

平成28年6月に風営適正化法の一部を改正する法律が全面施行されたことにより、深夜に客に遊興と飲酒をさせる特定遊興飲食店営業が、営業所設置許容地域において許可制の下で営業可能になった。28年中に許可を受けた特定遊興飲食店営業の営業所数は、208軒であった。

(2) 売春事犯及び風俗関係事犯の現状

① 売春事犯

平成28年中の売春事犯の総検挙人員に占める暴力団構成員等^(注2)の割合は17.8%（79人）と、売春事犯が暴力団の資金源になっていることがうかがわれる。

最近では、スカウト組織から路上で勧誘した女性の紹介を受けて売春をさせる事犯や、女性をマンションの一室に居住させ、出会い系サイト^(注3)等を通じて募った不特定多数の男性客を相手に売春をさせる事犯がみられる。

図表2-34 風俗営業の営業所数の推移（平成24～28年）

区分	年次	年次				
		24	25	26	27	28
総数（軒）		97,869	95,605	94,258	91,456	89,409
第1号営業（キャバレー、料理店等）	67,989	66,951	66,717	65,548	64,528	
第2号営業（低照度飲食店）	3	3	3	2	2	69
第3号営業（区画席飲食店）	3	3	2	2	2	
第4号営業	23,693	22,876	22,097	21,048	20,268	
まあじゃん屋	11,450	10,882	10,376	9,626	9,176	
ぱちんこ屋等 ^(注)	12,149	11,893	11,627	11,310	10,986	
その他	94	101	94	112	106	
第5号営業（ゲームセンター等）	6,181	5,772	5,439	4,856	4,542	

注：ぱちんこ屋及び回胴式遊技機等を設置して客に遊技をさせる営業

図表2-35 性風俗関連特殊営業の届出数の推移（平成24～28年）

区分	年次	年次				
		24	25	26	27	28
総数（件）		30,133	30,969	31,514	31,749	31,892
店舗型性風俗特殊営業	8,685	8,501	8,373	8,186	8,000	
第1号営業（ソープランド等）	1,235	1,218	1,224	1,219	1,215	
第2号営業（店舗型ファッショナブル等）	824	813	810	810	785	
第3号営業（ストリップ劇場等）	116	110	98	94	93	
第4号営業（ラブホテル等）	6,152	6,027	5,940	5,805	5,670	
第5号営業（アダルトショップ等）	252	232	206	169	159	
第6号営業（出会い系喫茶等）	106	101	95	89	78	
無店舗型性風俗特殊営業	19,257	19,986	20,491	20,843	21,123	
第1号営業（派遣型ファッショナブル等）	18,119	18,814	19,297	19,591	19,856	
第2号営業（アダルトビデオ等通信販売）	1,138	1,172	1,194	1,252	1,267	
映像送信型性風俗特殊営業	1,879	2,187	2,380	2,473	2,536	
店舗型電話異性紹介営業	138	127	107	94	81	
無店舗型電話異性紹介営業	174	168	163	153	152	

図表2-36 深夜酒類提供飲食店の営業所数の推移（平成24～28年）

年次	24	25	26	27	28
総数（軒）	273,868	276,353	277,338	276,595	274,922

図表2-37 売春防止法違反の検挙状況の推移（平成24～28年）

区分	年次	24		25		26		27		28	
		件数（件）	人員（人）								
総数		1,079	701	1,030	639	817	535	812	538	570	443
街娼型	勧誘等	237	230	251	253	256	248	262	236	208	205
管理型	場所提供	103	189	84	142	70	77	66	99	60	90
	管理売春	7	7	5	5	6	21	6	6	3	8
	資金提供	6	9	6	7	4	4	5	6	3	4
派遣型	周旋	369	238	398	210	344	166	312	174	160	122
	契約	355	27	283	19	134	17	157	13	133	11
その他		2	1	3	3	3	2	4	4	3	3

注1：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律

2：150頁参照

3：138頁参照

■ 事例

Case

無職の男（58）らは、28年5月、18歳に満たない児童であることを知りながら、家出中の少女らをマンションの一室に居住させ、ホテル等において、出会い系サイト等を通じて募った不特定多数の男性客を相手に売春をさせた。同年7月までに、同男ら4人を売春防止法違反（周旋）等で逮捕した（大阪）。

② 風俗関係事犯

風営適正化法による検挙状況は、近年減少傾向にある。

また、わいせつ事犯の検挙状況は、最近4年間減少している。わいせつ事犯に関しては、近年、海外サーバを経由してわいせつな動画を頒布する事犯やわいせつな画像情報が記録されたDVD等を販売する事犯が多くみられる。

このほか、賭博事犯に関しては、いわゆるインターネットカジノを利用した事犯がみられるほか、最近では、会員制を採り、常連客以外の客を排除したり、喫茶店を装ったりするなど警察の取締りから逃れるための対策が巧妙化している。

■ 事例

Case

インターネットカジノ店経営者の男（68）らは、28年2月頃から7月にかけて、不特定多数の客に対し、同店に設置したパーソナルコンピュータ等を使用して、インターネットを利用したゲーム等による賭博をさせていた。同月、同男ら4人を常習賭博罪で、客を単純賭博罪で逮捕した（和歌山）。

（3）人身取引事犯対策

警察では、平成26年12月に政府が策定した「人身取引対策行動計画2014」等に基づき、法務省入国管理局等の関係機関と連携し、水際での取締りや悪質な経営者、仲介業者等の取締りを強化し、被害者の早期保護及び国内外の人身取引の実態解明を図っている。また、関係国の大蔵館、被害者を支援する民間団体等と緊密な情報交換を行っているほか、被害者の早期保護のため、警察等に被害申告するように多言語で呼び掛けるリーフレットを作成し、関係機関・団体等に配布するとともに、被害者の目に触れやすい場所に備え付けるなどの取組を行っている。

図表2-38

風営適正化法違反の検挙状況の推移（平成24～28年）

区分	年次	24		25		26		27		28	
		件数 (件)	人員 (人)								
総数		2,682	3,212	2,710	3,040	2,477	2,640	2,211	2,466	1,883	2,022
禁止区域等営業		378	687	362	656	347	582	287	604	286	493
年少者使用		260	321	261	323	212	281	227	236	205	236
客引き		594	796	575	799	436	610	377	531	328	467
無許可営業		496	719	416	559	367	456	385	502	288	406
構造設備・遊技機無承認変更		57	67	54	59	39	31	40	34	49	53
20歳未満の客への酒類提供		96	180	94	176	101	197	104	171	83	148
その他		801	442	948	468	975	483	791	388	644	219

図表2-39

わいせつ事犯の検挙状況の推移（平成24～28年）

区分	年次	24		25		26		27		28	
		件数 (件)	人員 (人)								
総数		3,334	2,877	2,931	2,558	2,903	2,341	2,771	2,248	2,743	2,293
公然わいせつ		2,064	1,745	1,921	1,662	1,870	1,554	1,773	1,491	1,825	1,589
わいせつ物頒布等		1,270	1,132	1,010	896	1,033	787	998	757	918	704

図表2-40

人身取引事犯の検挙状況の推移（平成24～28年）

区分	年次	24		25		26		27		28	
		検挙人員 (人)	うち仲介業者								
検挙人員 (人)		54	6	37	10	33	6	42	7	46	5
うち仲介業者											

図表2-41

人身取引事犯の被害者の保護状況の推移（平成24～28年）

区分	年次	24		25		26		27		28	
		被害者 (人)	うち日本人								
被害者 (人)		27	11	17	10	24	12	49	13	46	25
うち日本人											

28年中の人身取引事犯の検挙人員は46人で、このうち風俗店等関係者が16人、仲介業者が5人であった。また、警察で保護した人身取引事犯の被害者は46人で、その国籍の内訳は、日本（25人）、タイ（8人）、カンボジア（7人）、フィリピン（5人）及びベトナム（1人）であり、日本人の被害者数が過去最多となった。

■事例 Case

人身売買プローカーの女（35）は、28年6月から7月にかけて、「日本に無料で観光旅行に行ける」などと勧誘してタイ人女性を来日させ、高額な借金を負わせた上、その返済のために売春を強要した。同月、同女を入管法^(注1)違反（不法就労あっせん）で逮捕した（警視庁）。

コラム

いわゆるアダルトビデオ出演強要問題への対策

近年、詐欺・脅迫的な言動を用いられて、いわゆるアダルトビデオへの出演を強要されたり、出演を拒否した際に多額の違約金を請求されるなどして、アダルトビデオへの出演を余儀なくされたりする事案についての相談が警察に寄せられている。本人の意思に反してアダルトビデオへの出演を強いるなどの行為は、精神的・肉体的苦痛をもたらす深刻な人権侵害であり、政府においては、平成29年3月、アダルトビデオ出演強要問題について、必要な対策を緊急かつ集中的に実施することを関係府省対策会議で決定するなど、同問題に対し、政府一体となって対策を推進している。

警察では、各種法令を適用した厳正な取締り、スカウトに対する街頭での指導・警告、各種広報媒体を活用した被害防止対策、相談窓口の周知活動、警視庁及び道府県警察本部並びに各警察署の担当者に対する研修等を実施している。

また、各都道府県警察で指定されたアダルトビデオ出演強要問題専門官が、管内の同問題に関する情報の集約等、同問題に適切に対応するための様々な業務を行っている。

（4）銃砲刀剣類の適正管理と危険物対策

① 銃砲刀剣類の適正管理

平成28年末現在、銃刀法^(注2)に基づき、都道府県公安委員会から9万6,232人が、19万5,449丁の猟銃及び空気銃の所持許可を受けている。28年中、申請を不許可等とした件数は36件、所持許可を取り消した件数は56件であった。また、猟銃等の事故及び盗難を防止するため、毎年一斉検査を行うとともに、講習会等を通じて適正な取扱いや保管管理の徹底について指導を行う一方、危害予防上支障のない範囲で猟銃等の所持許可に伴う申請者の負担軽減を図るための措置を講じている。

警察では、銃刀法を厳正に運用し、銃砲刀剣類の所持許可の審査と行政処分を的確に行って不適格者の排除に努めるなど、銃砲刀剣類による事件・事故の未然防止に努めている。

図表2-42

猟銃及び空気銃の許可所持者の推移（平成24～28年）

年次	24	25	26	27	28
許可所持者（人）	113,942	107,651	102,300	98,638	96,232

図表2-43

猟銃及び空気銃の許可丁数の推移（平成24～28年）

年次 区分	24	25	26	27	28
総数（丁）	229,404	216,781	206,634	199,497	195,449
猟銃	203,870	191,710	182,024	175,221	171,313
空気銃	25,534	25,071	24,610	24,276	24,136

図表2-44

猟銃等所持不適格者の排除状況の推移（平成24～28年）

年次 区分	24	25	26	27	28
不許可等（件）	30	34	32	38	36
取消（件）	72	73	64	62	56

注1：出入国管理及び難民認定法

2：銃砲刀剣類所持等取締法

② 危険物対策

火薬類、特定病原体等、放射性物質等の危険物の運搬に当たっては、火薬類取締法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の規定に基づき、都道府県公安委員会にその旨を届け出こととされている。

警察では、これらの危険物が安全に運搬されるよう、関係事業者に対して事前指導や指示等を行うとともに、これらの危険物の取扱場所への立入検査等により、その盗難、不正流出等の防止に努めている。

図表2-45 運搬届出・立入検査の状況（平成28年）

区分	運搬届出受理件数（件）	立入検査の件数（件）
火薬類関係	38,229	13,375
特定病原体等関係	31	54
放射性同位元素等関係	2,101	0
核燃料物質等関係	45	16

（5）環境事犯対策

① 廃棄物事犯^(注1)

平成28年中の廃棄物事犯の検挙事件数の約半数を、廃棄物の不法投棄事犯が占めている。

警察では、引き続き環境行政部局との人的な交流や情報交換を行うなどし、早期発見・早期検挙に努めている。

図表2-46 廃棄物事犯の検挙状況の推移（平成19～28年）

区分	年次	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
検挙事件数（件）	6,107	6,124	6,128	6,183	5,700	5,655	5,169	4,909	4,979	5,075	
検挙人員（人）	7,797	7,602	7,599	7,679	7,018	6,841	6,241	5,904	5,989	5,999	
検挙法人（法人）	549	481	554	482	477	443	391	338	369	383	

② 動物・鳥獣関係事犯^(注2)

28年中の動物・鳥獣関係事犯の検挙事件数の約半数を、違法に捕獲等した鳥獣を飼養するなどの鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反が占めている。また、犬、猫等を殺傷するなど、動物の愛護及び管理に関する法律違反も引き続き検挙されている。

図表2-47 動物・鳥獣関係事犯の検挙状況の推移（平成19～28年）

区分	年次	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
検挙事件数（件）	826	870	839	741	638	666	601	518	547	543	
検挙人員（人）	879	898	865	791	709	775	653	566	592	616	
検挙法人（法人）	7	14	1	2	4	4	5	5	20	8	

（6）探偵業の状況

平成28年中の探偵業法^(注3)での検挙件数は5件、行政処分件数は57件（営業停止命令4件、指示処分53件）であった。警察では、探偵業法に基づき、探偵業者^(注4)の業務実態を把握し、違法行為に対しては厳正に対処するとともに、業界の全国組織である一般社団法人日本調査業協会や認可法人全国調査業協同組合等との連携の下、研修会等を通じて、探偵業務の運営の適正化を図っている。

注1：廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反に係る事犯

2：動物の愛護及び管理に関する法律違反、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律違反等に係る事犯

3：探偵業の業務の適正化に関する法律

4：届出のなされている探偵業者数は5,691（28年末現在）

1 捜査力の強化

(1) 捜査手法、取調べの高度化への取組

警察庁では、犯罪を的確に検挙し、良好な治安の維持に資するため、平成24年3月に策定した「捜査手法、取調べの高度化プログラム」に基づき、各種施策を推進している。また、28年6月には、取調べの録音・録画制度等を内容とする刑事訴訟法等の一部を改正する法律が公布されたことを受け、更なる証拠の収集方法の適正化及び多様化を図る必要があることも踏まえ、捜査手法、取調べの高度化への取組として以下の施策を推進している。

① 捜査手法の高度化の推進

警察庁では、取調べをめぐる環境の変化や科学技術の発達等に伴う犯罪の悪質化・巧妙化等に的確に対応し、客観証拠による的確な立証を図ることを可能とするため、DNA型鑑定及びDNA型データベースを効果的に活用するための取組を推進しているほか、証人保護プログラム、仮装身分捜査等の新たな捜査手法の導入について検討を行っている。

② 取調べの高度化・適正化等の推進

警察庁では、取調べにおいて真実の供述を適正かつ効果的に得るための技術の在り方やその伝承方法について、時代に対応した改善を図るため、24年12月に心理学的知見を取り入れた教本「取調べ（基礎編）」を作成し、25年5月には「取調べ技術総合研究・研修センター」を設置したほか、31年6月までに取調べの録音・録画制度が施行されることを見据え、従来から取り組んできた取調べの録音・録画の試行を一層拡充するなど、取調べの高度化・適正化等に向けた施策を推進している。

(2) 初動捜査における客観証拠の収集

事件発生時には、迅速・的確な初動捜査を行い、犯人を現場やその周辺で逮捕し、又は現場の証拠物や目撃者の証言等を確保することが、犯人の特定や犯罪の立証、更には連続発生の防止のために極めて重要である。

都道府県警察では、機動的な初動捜査を行うため、機動捜査隊、機動鑑識隊（班）、現場科学検査班等を設置し、事件発生後、直ちに現場に臨場して迅速な客観証拠等の収集を徹底している。

また、犯人の検挙における防犯カメラ画像の有用性の高さが認識されているところ、防犯カメラ画像の中には、原記録が消去される可能性が高いものや、抽出等に技術的な困難を伴うものもあることから、防犯カメラ画像の抽出及び解析を支援する体制を整備するなどにより、防犯カメラ画像の適切かつ確実な収集に努めている。

図表2-48 初動捜査態勢の整備と鑑識活動の徹底



(3) 国民からの情報提供の促進

警察では、犯罪捜査に不可欠な国民の理解と協力を得るために、国民に対し、都道府県警察のウェブサイトを活用して情報提供を呼び掛けるほか、様々な媒体を活用して、聞き込み捜査に対する協力、事件に関する情報の提供等を広く呼び掛けている。また、必要に応じ、被疑者の発見・検挙や犯罪の再発防止のため、被疑者の氏名等を広く一般に公表して捜査を行う公開捜査を行っている。

さらに、警察庁では、平成19年度から、国民からの情報提供を促進し、重要犯罪等の検挙を図ることを目的として、公的懸賞金制度である捜査特別報奨金制度を導入し、警察庁ウェブサイト^(注1)等で対象となる事件等について広報している。

(4) 犯罪死の見逃し防止への取組

警察が取り扱った死体数^(注2)は、平成28年中は約16万1,000体であった。

警察では、適正な死体取扱業務を推進して犯罪死の見逃しを防止するため、検視官^(注3)の臨場率を向上させるとともに、死体取扱業務に携わる警察官に対する教育訓練の充実及び資機材の整備を行っている。

また、警察では、警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律に規定された調査、検査等の措置を的確に実施するとともに、必要な解剖の確実な実施に努めている。

図表2-49 死体取扱数及び検視官の臨場率の推移（平成19～28年）



注1：<https://www.npa.go.jp/bureau/criminal/reward/index.html>

2：交通関係及び東日本大震災による死者を除く。

3：原則として、刑事部門における10年以上の捜査経験又は捜査幹部として4年以上の強行犯捜査等の経験を有する警視の階級にある警察官で、警察大学校における法医専門研究科を修了した者から任用される死体取扱業務の専門家

(5) 繁密で適正な捜査の徹底

警察では、平成20年1月から、「警察捜査における取調べ適正化指針」^(注)に基づき、取調べの一層の適正化を図るための各種施策を推進している。

また、2年5月に栃木県足利市内において発生したいわゆる足利事件について、22年3月、再審公判において、無期懲役の刑に服していた男性に無罪判決が言い渡されたことなどを踏まえ、警察では、相手方の特性に応じた取調べ方法の指導・教育を行った上で、被疑者の供述と客観証拠・裏付け捜査等との関連の精査によって自白の信用性の十分な検討をするなど繁密で適正な捜査のより一層の徹底を図っている。

このほか、警察では、警察捜査における捜査書類及び証拠品の適切な管理について、一層の徹底を図っている。

① 的確な捜査指揮・管理の徹底

警察では、取調べに過度に依存することのない適正な捜査を推進するため、事件の全容を把握した上で適切な捜査方針の樹立、事件の性質に応じた組織的捜査の推進、被疑者の特性や証拠資料等に基づく取調べの方法についての必要な指示、指導等を徹底するなど、捜査幹部による的確な捜査指揮に努めている。

② 各種教育訓練の実施

警察では、適正捜査に関する教育訓練の充実を図る取組の一環として、警察大学校、管区警察学校等において取調べ専科等を実施し、捜査員の取調べの適正化についての見識の醸成、取調べ等に関する具体的手法の習得等を図っている。

また、捜査幹部による入念な指導教育により、個々の捜査員の適正な取調べに対する意識改革を図るとともに、より実践的な教育訓練や熟練した捜査員等による技能指導を行うなど、若手捜査員等の取調べ技能の向上に努めている。

③ 被疑者取調べ監督制度の実施

21年4月、取調べの一層の適正化に資するため、被疑者取調べ監督制度を開始し、警察庁、警視庁及び道府県警察本部の総務又は警務部門に被疑者取調べの監督業務を担当する所属を設置するなど所要の体制を整備して、取調べの状況の確認、調査等必要な措置を行っている。



取調べを想定した教育訓練



取調べ室の外部からの視認状況

注：19年11月、警察捜査における取調べの一層の適正化を推進するため、国家公安委員会によって決定された「警察捜査における取調べの適正化について」に基づき、警察庁において、警察が当面取り組むべき施策を取りまとめたもの

(6) 捜査技能の組織的な伝承

近年、多くの捜査員が退職する一方、若い捜査員が多数任用され、急速な世代交代が進んでいる中、特に地域の治安に責任を持つ警察署においては、捜査経験が豊富な捜査員が減少しており、犯罪の捜査に必要不可欠な捜査技能の伝承が課題となっている。

従来、捜査技能については、先輩や上司のやり方を見習わせ、実際に何度も経験させてみるなど、捜査経験が豊富な捜査員と共同して捜査に当たるオンザジョブトレーニングの方法により伝承されてきた。しかし、捜査員の世代交代が急速に進んだことから、この方法のみでは捜査技能の伝承が困難となっており、警察では、体系的に捜査技能が伝承されるよう、組織的な取組を進めている。

① 新時代に対応した刑事捜査員等の育成

新たな捜査手法や最先端の科学技術を活用した捜査は、全ての捜査員が実際の事件で経験できるわけではない。他方で、こうした捜査手法等が必要となる事件は、時間や場所を問わず発生し得るものである。警察では、各捜査員の捜査技能の更なる向上を図るため、様々な教育訓練の場において、仮想の事件の模擬的な捜査を通じて、防犯カメラ画像、DNA型鑑定資料等の客観証拠の収集方法を含む様々な捜査手法全般を体験させるなどしている。

捜査幹部に対しては、警察大学校、管区警察局、管区警察学校等において教育訓練を行い、事件の全容を把握した上で適切な捜査方針の策定、事件の性質に応じた組織的捜査の推進、被疑者の特性に応じた適正な取調べの方法、裏付け捜査の徹底等の捜査運営等、捜査幹部としての職務に必要な知識及び技能の向上を図っている。



先輩捜査員による指導状況（DNA型鑑定に用いる資料の採取）



先輩捜査員による指導状況（足跡の採取）

② 警察庁指定広域技能指導官制度

警察庁では、平成6年から警察庁指定広域技能指導官制度の運用を開始し、卓越した専門技能又は知識を有する警察職員を警察庁長官が指定し、その職員を警察全体の財産として、都道府県警察の枠を超えて広域的に指導官として活用している。

29年4月24日現在、全国警察において、180人の警察職員が情報分析、強行犯捜査、窃盗犯捜査、薬物事犯捜査、鑑識等の各分野で広域技能指導官に指定され、各都道府県警察職員に対して警察活動上必要な助言や実践的指導を行うとともに、警察大学校、管区警察学校等において講義を実施している。

(7) 犯罪インフラ対策の推進

犯罪インフラとは、犯罪を助長し、又は容易にする基盤のことをいい、本人確認書類を偽造して携帯電話やクレジットカード等の契約をするなどその行為自体が犯罪となるもののほか、それ自体は合法であっても、特殊詐欺等の犯罪に悪用されている各種制度やサービス等がある。犯罪インフラは、あらゆる犯罪の分野で着々と構築され、犯罪組織等がこれを利用して各種犯罪を効率的に敢行するなど、治安に対する重大な脅威となっている。

警察では、犯罪インフラに関する情報を広範に収集・分析し、関係事業者等との連携を強化することによって、犯罪インフラの解体等を図るとともに、関係事業者が提供するサービス等に係る捜査に必要な情報の適時・円滑な確保を可能にすることにより、迅速かつ的確な捜査に資する捜査環境（捜査インフラ）を構築するための取組を推進している。

警察庁においては、こうした取組を更に強化するため、平成26年4月、刑事局に捜査支援分析管理官を設置した。捜査支援分析管理官においては、関係省庁及び事業者と連携して、犯罪の捜査に必要な情報の適時・円滑な確保を可能にする取組を行っているとともに、技術の発展等に伴う新たな制度やサービス等が犯罪に悪用されることを防止・解消するための取組を推進している。

コラム

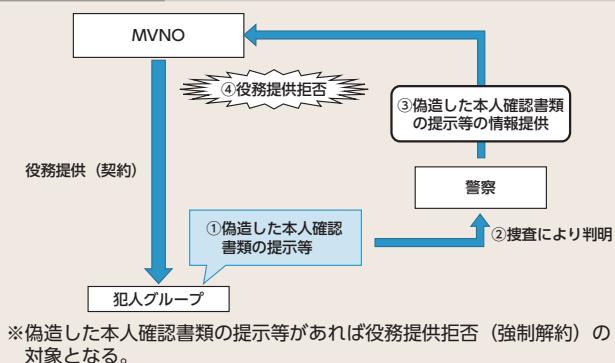
特殊詐欺等に悪用される携帯電話への対策について

特殊詐欺等を実行する犯行グループは、自己への捜査を免れるためにレンタル携帯電話を悪用する実態が認められる。また、レンタル携帯電話事業者の中には、携帯電話不正利用防止法で定められた貸与時の本人確認を適切に行わないものや本人確認を全く行わないものが存在する状況があるとともに、犯行グループの手に渡るまでに複数の事業者が介在している場合もあるなど、レンタル携帯電話の実際の利用者を特定することが困難となっている。

このような状況に鑑み、警察では、貸与時の本人確認が適切に行われなかったレンタル携帯電話について、同法に基づく役務提供拒否がなされるよう携帯電話事業者に情報提供を行うとともに、悪質なレンタル携帯電話事業者を検挙するなど、犯罪に悪用されるレンタル携帯電話対策を推進している。

また、MVNO^(注)に対して偽造した本人確認書類を提示したり、本人確認書類に記載された者になりすまして契約するなどの方法により不正に取得された架空・他人名義の携帯電話が特殊詐欺等に悪用されていることから、平成28年9月から、同法に基づく役務提供拒否がなされるようMVNOにも情報提供を行っている。

図表2-50 MVNOにおける携帯電話不正利用防止法に基づく役務提供拒否の仕組み



注：Mobile Virtual Network Operatorの略。自ら無線局を開設・運用せずに移動通信サービスを提供する電気通信事業者

2 | 科学技術の活用

客観証拠による的確な立証を図り、犯罪の悪質化・巧妙化等に対応するため、警察では、犯罪捜査において、DNA型鑑定、プロファイリング等の科学技術の活用を推進している。

また、DNA型鑑定等のうち、特に高度な専門的知識・技術が必要となるものについては、都道府県警察からの依頼により、警察庁の科学警察研究所において実施している。

(1) DNA型鑑定

DNA型鑑定とは、ヒト身体組織の細胞内に存在するDNA（デオキシリボ核酸）^(注1)の塩基配列を分析することによって、個人を高い精度で識別する鑑定法である。

① 警察におけるDNA型鑑定

警察で行っているDNA型鑑定は、主に、STR型検査法と呼ばれるもので、STRと呼ばれる特徴的な塩基配列の繰り返し回数に個人差があることを利用し、個人を識別する検査法である^(注2)。

現在、日本人で最も出現頻度が高いDNA型の組合せの場合でも、約4兆7,000億人に1人という確率で個人識別を行うことが可能となっている。

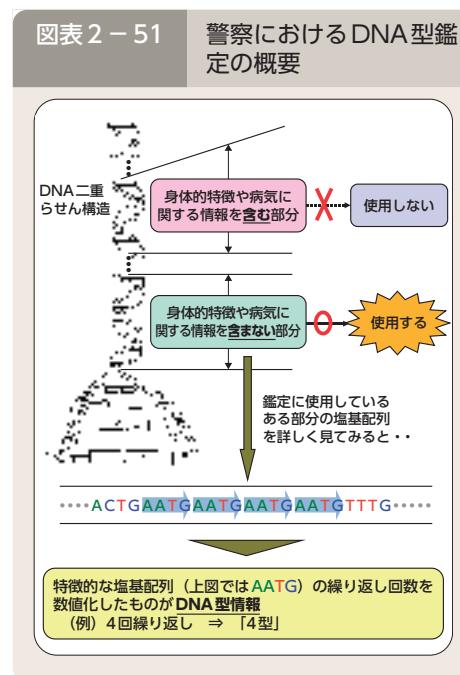
② DNA型鑑定の犯罪捜査への活用

DNA型鑑定の実施件数は、図表2-52のとおり、増加傾向にあり、殺人事件等の凶悪事件のほか、窃盗事件等の身近な犯罪の捜査にも活用されている。

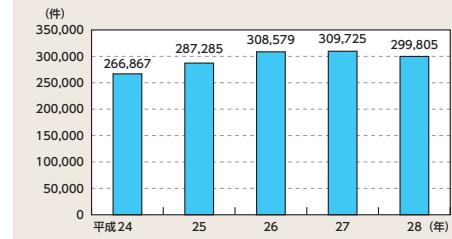
また、警察では、被疑者から採取した資料から作成した被疑者DNA型記録と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる資料から作成した遺留DNA型記録をデータベースに登録し、未解決事件の捜査を始めとする様々な事件の捜査において犯人の割り出しや余罪の確認等に活用している。

③ 身元確認のためのDNA型鑑定の活用

警察では、平成26年6月に閣議決定された「死因究明等推進計画」を踏まえ、27年4月から、身元不明死体の身元確認及び特異行方不明者^(注3)の速やかな発見に活用するため、身元不明死体に関する資料から作成した変死者等DNA型記録及び死体DNA型記録並びに特異行方不明者本人、その実子、実父又は実母に関する資料から作成した特異行方不明者等DNA型記録をデータベースに登録している。



図表2-52 DNA型鑑定実施件数の推移（平成24～28年）



図表2-53 DNA型データベースの活用件数の推移（平成24～28年）

区分	年次	24	25	26	27	28
余罪照会 ^(注1) 一致数(件)		4,336	4,279	4,552	3,946	3,576
遺留照会 ^(注2) 一致数(件)		1,865	2,283	2,385	2,645	2,506

注1：被疑者DNA型記録をDNA型データベースに登録された遺留DNA型記録と対照して余罪を確認することを目的とした照会

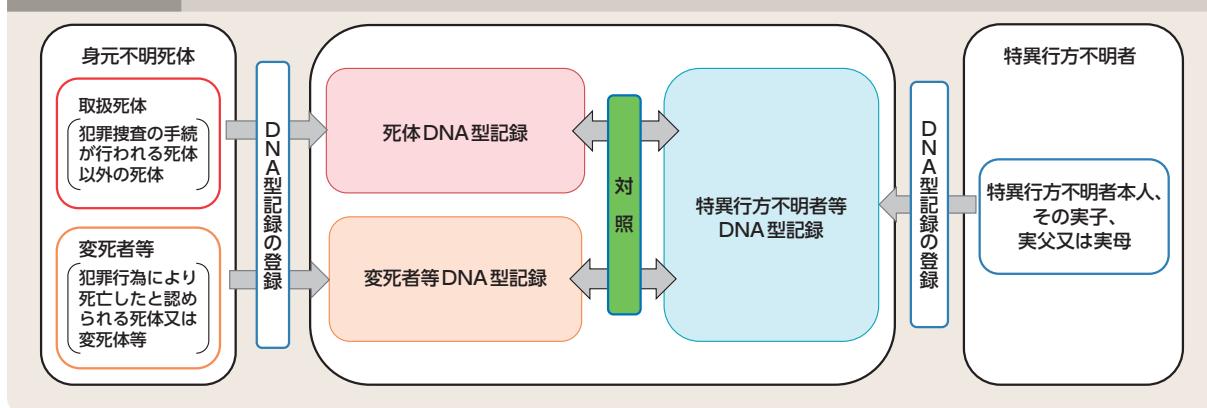
注2：遺留DNA型記録をDNA型データベースに登録された被疑者DNA型記録と対照して関係者を割り出すことを目的とした照会

注1：細胞核に存在する23対46本の染色体を構成する物質の一つで、長いらせんのはしご状（二重らせん）の構造をしている。

2：塩基の繰り返し配列について、その反復回数を調べて、その繰り返し回数を「型」として表記して個人識別を行う。

3：犯罪や事故等に巻き込まれ、生命又は身体に危険が生じているおそれ等のある行方不明者

図表2-54 身元確認のためのDNA型データベースの活用



(2) デジタル・フォレンジック

犯罪に悪用された電子機器等に保存されている情報は、犯罪捜査において重要な客観証拠となる場合がある。

電子機器等に保存されている情報を証拠化するためには、電子機器等から電磁的記録を抽出した上で、文字や画像等の人が認識できる形に変換するという電磁的記録の解析が必要である。しかし、電磁的記録は消去、改変等が容易であるため、電磁的記録を犯罪捜査に活用するためには、適正な手続により解析・証拠化することが重要である。

このため、警察では、警察庁及び地方機関^(注1)の情報技術解析課において、都道府県警察が行う犯罪捜査に対し、デジタル・フォレンジック^(注2)を活用した技術支援を行っている。また、民間企業との技術協力を推進し、常に最新の技術情報を収集するとともに、国内外の関係機関と情報共有を図るなど、電磁的記録の解析に係るノウハウや技術を蓄積するように努めている。

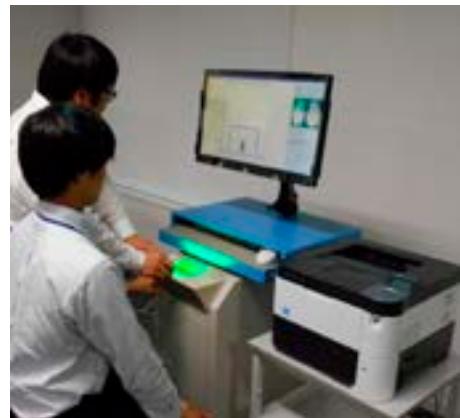
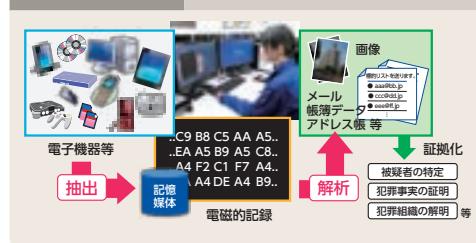
近年では、情報通信技術の急速な進展により、新たな電子機器や情報通信サービスが次々と登場し、電磁的記録の解析が困難化している。そこで警察では、警察庁高度情報技術解析センターを中心に、高度で専門的な知識及び技術を有する職員を配置するとともに、高性能な解析用資機材を整備し、破損した電子機器等に記録された情報の抽出・解析等高度な解析を実施している。

(3) 指掌紋自動識別システム

指紋及び掌紋（以下「指掌紋」という。）は、「万人不同」及び「終生不变」の特性を有し、個人を識別するための資料として極めて有用であることから、明治44年に警視庁において指紋制度が導入されて以来、現在に至るまで、犯罪の捜査に欠かせないものになっている。

警察では、被疑者から採取した指掌紋と犯人が犯罪現場等に遺留したと認められる指掌紋をデータベースに登録して自動照合を行う指掌紋自動識別システムを運用し、犯人の割り出し、余罪の確認等に活用している。

図表2-55 デジタル・フォレンジックの概要



被疑者の指掌紋の採取状況（被疑者は模擬）

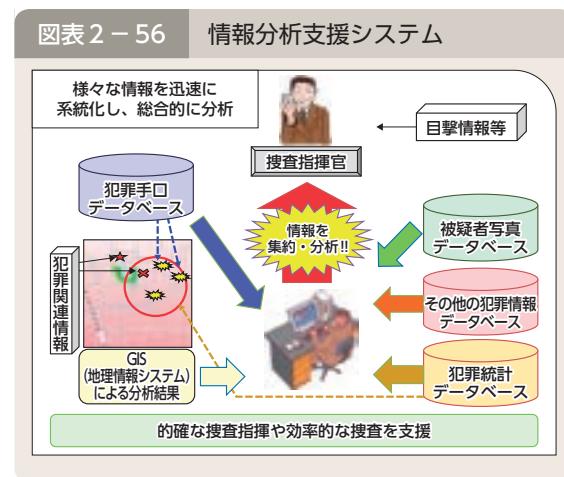
注1：管区警察局情報通信部、東京都警察情報通信部、北海道警察情報通信部、府県情報通信部及び方面情報通信部

2：犯罪の立証のための電磁的記録の解析技術及びその手続

(4) 情報分析支援システム (CIS – CATS)

警察では、様々な犯罪関連情報を迅速に系統化し、総合的な分析を可能とするシステムとして、平成21年1月から情報分析支援システム (CIS – CATS^(注1)) を運用している。同システムは、犯罪発生状況のほか、犯罪手口、犯罪統計等の犯罪関連情報を地図上に表示し、その他の様々な情報とも組み合わせることで、犯罪の発生場所、時間帯、被疑者の特徴等を総合的に分析することが可能である。

警察では、同システムを活用して、的確な捜査指揮や効率的な捜査の支援を行うことにより、事件解決に役立てている。



(5) 自動車ナンバー自動読取システム

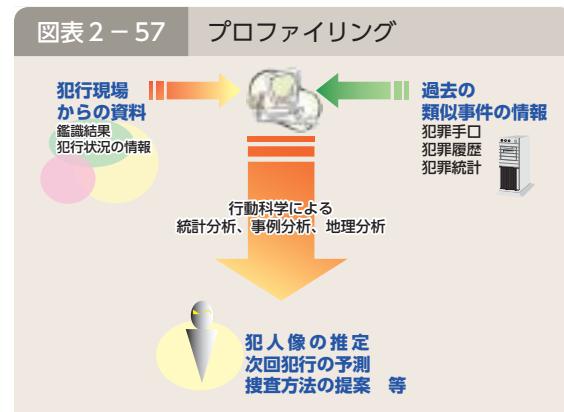
自動車盗を始めとする多くの犯罪では、犯行や逃走に自動車が悪用されていることから、被疑者の早期検挙を果たすためには、車両ナンバーに基づいて当該車両を発見・捕捉することが効果的である。このため、警察庁では昭和61年度から、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムの整備に努めている。

(6) プロファイリング

プロファイリングとは、犯行現場の状況、犯行の手段、被害者等に関する情報や資料を、統計データや心理学的手法等を用い、また情報分析支援システム等を活用して分析・評価することにより、犯行の連続性の推定、犯人の年齢層、生活様式、職業、前歴、居住地等の推定や次回の犯行の予測を行うものである^(注2)。

プロファイリングは、連続して発生している性犯罪、窃盗、放火、通り魔事件等、犯行状況に関する情報量の多い事件や犯人の行動の特徴がつかみやすい事件において、特に効果が期待される。

警察では、より高度で効率的な捜査を推進するため、捜査員とプロファイリング担当者が情報を共有・連携し、聞き込み捜査等の従来の捜査の結果と科学的見地に基づくプロファイリングによる推定結果の双方から、犯人像の推定等を行っている。また、プロファイリングには、行動科学や統計分析に関する専門的知識が求められることから、警察庁では、全国警察から捜査員及び科学捜査研究所で勤務する職員を集め、科学警察研究所で研修を実施するなどして、プロファイリング担当者の育成を図る一方、全国警察における分析結果の集約、検証等を通じて分析技術の高度化について研究を進めている。



注1 : Criminal Investigation Support-Crime Analysis Tool & Systemの略

2 : 我が国では、平成6年に科学警察研究所においてプロファイリングに関する研究が開始され、12年には北海道警察が都道府県警察として初めて特異犯罪分析班を設置した。警察庁においては、18年に情報分析支援室が設置され、プロファイリングを担当することとなり、26年には、体制を充実させ、捜査支援分析管理官が設置された。それ以降、都道府県警察においても体制の整備を進めている。

3 新たな刑事司法制度に対応した警察捜査

平成28年5月に成立し、同年6月に公布された刑事訴訟法等の一部を改正する法律は、取調べの録音・録画制度や証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度の創設、通信傍受の合理化・効率化等を内容とするものであり、刑事司法の重要かつ多岐にわたる課題に対応するものである。警察では、これらの新たな制度に対応した警察捜査の構築に向けた取組等を推進している。

(1) 取調べの録音・録画に係る取組

① 取調べの録音・録画の試行の拡充

警察では、平成21年4月に全ての都道府県警察において、裁判員裁判対象事件について、取調べの録音・録画の試行を開始し、現在では、知的障害、発達障害、精神障害等の障害を有する被疑者についても、同試行を実施している。

また、刑事訴訟法等の一部を改正する法律により、逮捕又は勾留をされている被疑者を裁判員裁判対象事件等について取り調べる場合には、原則として、その全過程を録音・録画することを義務付ける制度が、31年6月までに施行されることを見据え、警察庁では、28年9月に新たな取調べの録音・録画の試行指針を策定した。

同指針は、取調べの録音・録画制度の対象となる取調べ及び弁解録取手続について、原則として、その全過程を録音・録画することなどを内容としており、都道府県警察では、同年10月から、同指針に基づく新たな試行（以下「新試行」という。）を開始している。

警察においては、取調べの録音・録画制度に適切に対応できるよう、同指針に基づき、取調べの録音・録画の試行に更に積極的に取り組むことなどにより、録音・録画の下での取調べの経験の蓄積及び技能向上に努めているほか、録音・録画装置の計画的な整備に努めるなど、必要な準備を進めている。

② 取調べの録音・録画の試行の実施状況

裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画の試行（28年10月からは新試行）の実施状況については、図表2-58及び図表2-59のとおりであり、取調べの録音・録画制度の施行に向けて、原則全過程の録音・録画の実施の徹底に努めている。

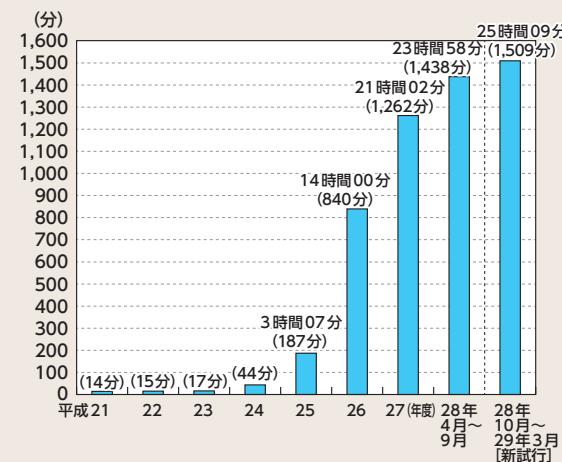
図表2-58 裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画の試行の実施件数の推移（平成21～28年度）



区分	年度	21	22	23	24	25	26	27	28年4月～9月	28年10月～29年3月
録音・録画の試行の実施件数(件)	358	359	1,118	2,637	3,105	2,877	2,936	1,685	1,343	
うち全過程の録音・録画の試行の実施件数(件)	0	0	0	29	587	1,565	1,216	1,216	1,108	

注：全過程の録音・録画の試行の実施件数は25年度から集計

図表2-59 裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画実施事件1件当たりの平均実施時間の推移（平成21～28年度）



(2) 証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度

証拠収集等への協力及び訴追に関する合意制度は、一部の財政経済犯罪^(注1)と薬物銃器犯罪について、弁護人の同意の下、検察官と被疑者・被告人との間で、被疑者・被告人が他人の犯罪事実を明らかにするための供述をすることなどの協力をを行い、検察官が被疑事件・被告事件について不起訴処分や軽い求刑等をすることを内容とする合意をすることができる制度であり、平成30年6月までに施行される。

本制度では、合意に向けた協議における必要な行為は、検察官から授権された司法警察員もその授権の範囲で行うことができるることとされており、警察としては、本制度に関する指導・教育を徹底するなど、必要な準備を進め、検察官とも緊密に連携を図りつつ、本制度が適正かつ効果的に運用されるよう努めることとしている。

(3) 通信傍受の合理化・効率化

刑事訴訟法等の一部を改正する法律により、通信傍受法^(注2)も改正され、平成28年12月から、特殊詐欺や組織窃盗、暴力団等の犯罪組織による殺傷事件等の一般国民に重大な脅威を与えていた組織犯罪についても新たに通信傍受が活用できることとなった^(注3)。

また、現行法では、通信傍受を行う際の通信事業者職員等による立会いが義務付けられているほか、通信事業者の施設において傍受を行うこととなるため、多数の捜査員を相当期間派遣する必要があるなど、通信事業者、捜査機関双方に大きな負担が生じていたところ、31年6月までには、通信内容の暗号化等の技術的措置を講ずることで通信傍受の適正性を担保しつつ、通信事業者による立会い・封印を不要とし、また、警察の施設での通信傍受を可能とする手続を新たに導入するなど、手続の合理化・効率化が図られることとなる。

通信傍受は、他の捜査手法のみでは困難な組織的犯罪の全容解明や真に摘発すべき犯罪組織中枢の検挙に有用な捜査手法となり得ることから、警察では、引き続き法の定める厳格な要件・手続に従いつつ、通信傍受の有効かつ適正な実施に努めていくこととしている。

(4) その他

上記のほか、刑事訴訟法等の一部を改正する法律には証拠の一覧表の交付手続の導入等を内容とする証拠開示制度の拡充^(注4)、被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大^(注5)等を内容とする弁護人による援助の充実や、ビデオリンク方式による証人尋問の拡充^(注6)等を内容とする犯罪被害者等及び証人を保護するための措置等の新たな制度が盛り込まれており、全ての制度を一体として整備することにより、時代に即した新たな刑事司法制度が構築されることとなる。

注1：文書偽造、贈収賄、詐欺、横領、租税に関する法律違反、金融商品取引法違反等

2：犯罪捜査のための通信傍受に関する法律

3：新たに対象犯罪に追加されたのは、殺人、傷害、逮捕・監禁、略取誘拐、人身売買、窃盗、強盗、詐欺、恐喝、爆発物の使用、児童ポルノ等の不特定多数者への提供等。また、追加された犯罪で通信傍受を実施するためには、従来の実施要件に加え、一定の組織性（当該犯罪があらかじめ定められた役割の分担に従って行動する人の結合体により行われたと疑うに足りる状況があること）を有することを要する

4：平成28年12月に施行

5：30年6月までに施行

6：30年6月までに施行

1 | ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等への対応

(1) 現状

ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等^(注1)の相談等件数の推移は図表2-60のとおりである。ストーカー事案の相談等件数は近年増加傾向にあり、また、28年中の配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、配偶者暴力防止法^(注2)の施行以降、最多となった。

図表2-60 ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等の相談等件数の推移（平成19～28年）



注：ストーカー事案には、執拗なつきまといや無言電話等のうち、ストーカー規制法やその他の刑罰法令に抵触しないものも含む。
配偶者からの暴力事案等は、配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数を指す。

(2) 対策

ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等の恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案^(注3)を始めとする人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案（以下「人身安全関連事案」という。）は、加害者の被害者に対する執着心や支配意識が非常に強いものが多く、また、加害者が、被害者等に対して強い危害意思を有している場合には、検挙されることを顧みず大胆な犯行に及ぶこともあるなど、事態が急展開して重大事件に発展するおそれが大きいものである。

このため、警察では、人身安全関連事案に一元的に対処するための体制を確立し、被害者等の安全の確保を最優先に、ストーカー規制法^(注4)や配偶者暴力防止法その他の法令の積極的な適用による加害者の検挙のほか、被害者等の安全な場所への避難や身辺の警戒、110番緊急通報登録システム^(注5)への登録、ビデオカメラや緊急通報装置等の資機材の活用等による被害者等の保護措置等の組織による迅速・的確な対応を推進している。また、被害者等からの相談に適切に対応できるよう被害者の意思決定支援手続^(注6)等を導入している。

注1：平成25年6月に成立した配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、26年1月3日以後、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上している。

2：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

3：恋愛感情等のもつれに起因する各種のトラブルや事件であって、被害者やその親族等に危害が及ぶおそれのある事案

4：改正ストーカー規制法を踏まえたストーカー事案への対応については、54頁（トピックスⅡ ストーカー規制法の改正を踏まえたストーカー事案への対応について）参照

5：あらかじめ電話番号を登録した被害者等から通報があった場合、被害者等からの通報であることが自動表示されるもの

6：104頁参照

図表2-61 ストーカー事案への対応状況の推移（平成24～28年）

区分	年次	24	25	26	27	28	前年比増減 ^(注)
検挙件数(件)		1,773	1,889	2,473	2,415	2,605	190(7.9%)
刑法等検挙(件)		1,504	1,574	1,917	1,872	1,919	47(2.5%)
殺人(既遂)		2	2	5	0	1	1(-)
殺人(未遂)		1	13	9	11	11	—
暴行		141	153	179	169	165	△4(△2.4%)
傷害		243	227	213	197	180	△17(△8.6%)
脅迫		277	286	465	362	363	1(0.3%)
住居侵入		270	263	309	315	345	30(9.5%)
その他		570	630	737	818	854	36(4.4%)
ストーカー規制法違反検挙(件)		351	402	613	677	769	92(13.6%)
ストーカー行為罪		340	392	598	647	735	88(13.6%)
禁止命令等違反		11	10	15	30	34	4(13.3%)
づく規制法違反検挙(件)		2,284	2,452	3,171	3,375	3,562	187(5.5%)
警告(件)		69	103	149	145	173	28(19.3%)
禁止命令等(件)		4,485	6,770	7,649	8,139	8,252	113(1.4%)
警察本部長等への援助の申出の受理件数(件)		7,410	9,199	9,426	9,858	11,598	1,740(17.7%)
のその他		16,453	19,005	19,680	19,703	22,097	2,394(12.2%)

注：27年の数値と比較した28年の増減数（括弧内は増減率）

図表2-62 配偶者からの暴力事案等への対応状況の推移（平成24～28年）

区分	年次	24	25	26	27	28	前年比増減 ^(注1)
検挙件数(件)		4,207	4,405	6,992	8,006	8,387	381(4.8%)
刑法等検挙(件)		4,103	4,300	6,875	7,914	8,291	377(4.8%)
殺人(既遂)		2	3	3	3	2	△1(△33.3%)
殺人(未遂)		53	58	99	96	100	4(4.2%)
暴行		1,609	1,771	3,202	4,091	4,409	318(7.8%)
傷害		1,942	1,999	2,890	2,963	2,991	28(0.9%)
脅迫		121	97	144	143	153	10(7.0%)
住居侵入		49	44	58	59	62	3(5.1%)
その他		327	328	479	559	574	15(2.7%)
保護命令違反検挙(件)		121	110	120	106	104	△2(△1.9%)
づく防犯指導者暴力		2,985	2,788	2,967	2,794	2,505	△289(△10.3%)
裁判所からの書面提出要求 ^(注2) (件)		2,572	2,379	2,576	2,415	2,143	△272(△11.3%)
裁判所からの保護命令通知 ^(注3) (件)		13,059	16,875	20,741	21,642	21,271	△371(△1.7%)
警察本部長等への援助の申出の受理件数(件)		14,963	17,129	25,598	31,752	39,851	8,099(25.5%)
のその他		37,088	40,192	52,556	55,055	62,129	7,074(12.8%)

注1：27年の数値と比較した28年の増減数（括弧内は増減率）

2：警察が裁判所から申立人が相談した際の状況を記載した書面等の提出を求められた件数

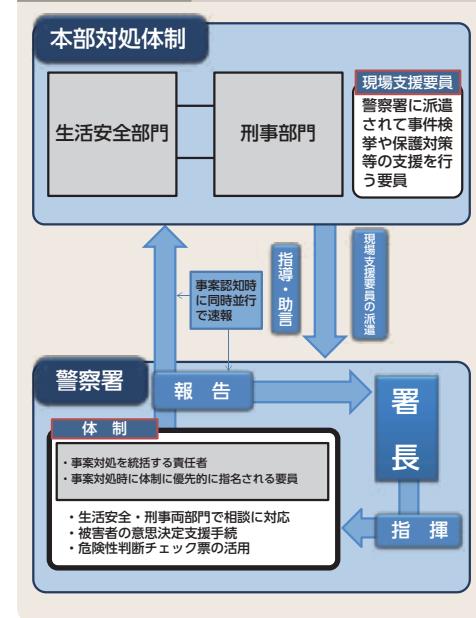
3：警察が裁判所からの保護命令の通知を受けた件数

① 一元的に対処するための体制の確立

人身安全関連事案に的確に対処するため、警視庁及び道府県警察本部において、事案の認知の段階から対処に至るまで、警察署への指導・助言・支援を一元的に行う生活安全部門と刑事部門を総合した体制を構築している。また、警察署においても、人身安全関連事案への対処を統括する責任者及び事案対処時の要員をあらかじめ指定することにより生活安全部門と刑事部門を総合した体制を構築している。

こうした体制の下、事案認知時において危険性・切迫性を見極めるために、被害者等からの相談対応に当たっては、生活安全部門の担当者と刑事部門の捜査員が共同で聴取するなど、組織による的確な対応を徹底しており、個別の事態に応じて、誘拐事件や立てこもり事件の捜査に関する専門的知識を有した刑事部捜査第一課特殊班や機動力をいかした捜査活動を行う機動捜査隊を積極的に投入している。

図表2-63 体制の確立



事例

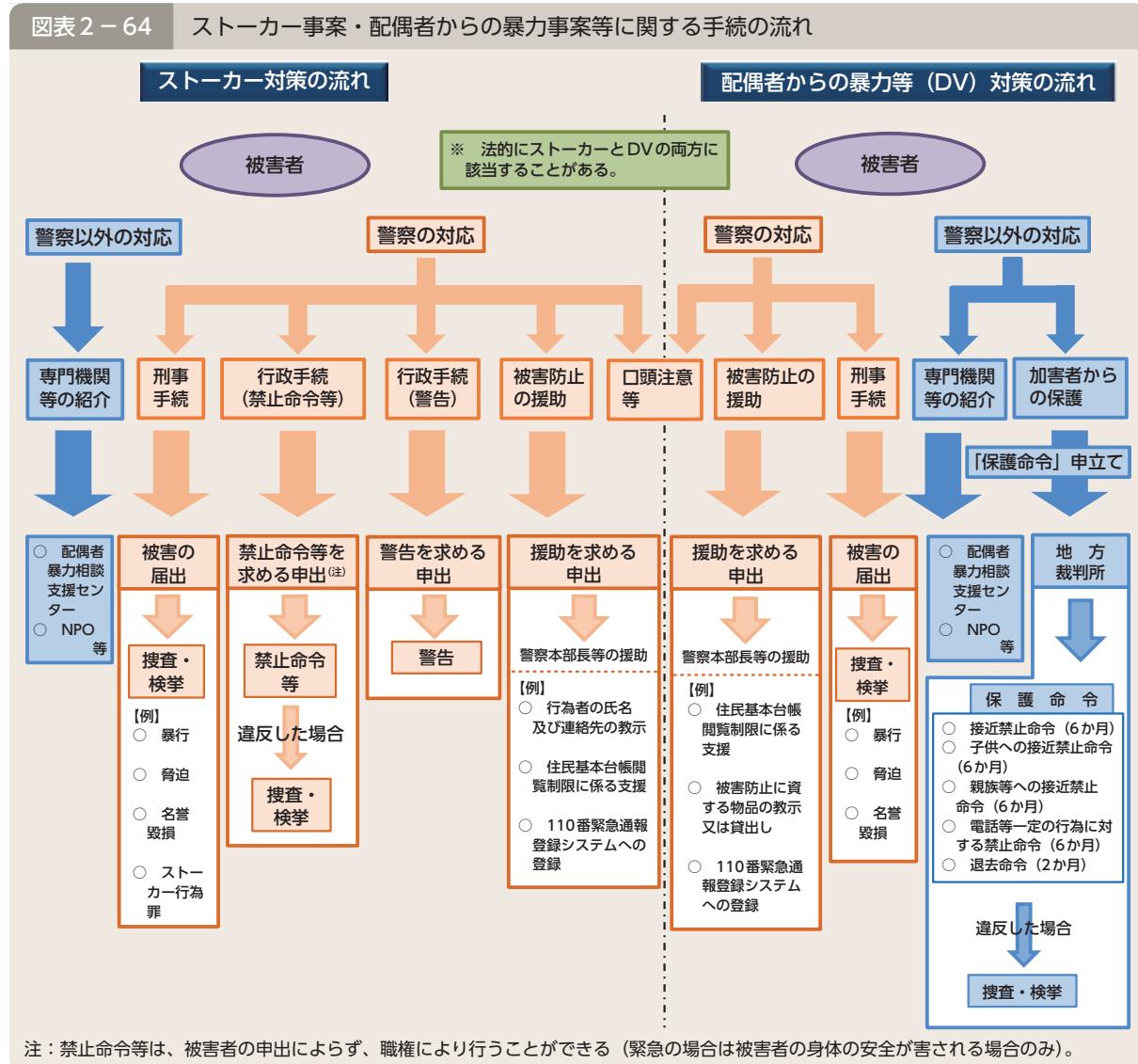
Case

平成27年12月、女性から、元交際相手の男（20）が別れ話に納得しないなどの相談を受理した。同男は、警察から数度にわたる口頭注意を受けたにもかかわらず、その後も同女性に対してSNSのメッセージ機能を利用してメッセージを送信する、電話をかけるなどのつきまとい行為を続けていた。28年4月、同女性の自宅付近を警戒していた警察署員が、駐車中の同男の使用車両を発見し、同男が行方不明になっていたことから、同女性の身辺警戒及び同男の発見のため、警察本部から派遣された現場支援員が、警察署員と連携して同女性の自宅を訪れたところ、同男が同女性の自宅の押し入れ内に潜伏しているのを発見し、同男を住居侵入罪で現行犯逮捕した（新潟）。

② 被害者の意思決定支援手続

被害者の意思決定支援手続は、事案の危険性やストーカー規制法等に基づき警察がとり得る措置等を被害者等に図示しながら分かりやすく説明し、被害者等が求める対応についての意思決定を支援するためのものである。警察では、この手続により被害者等の意思を明確にすることで、被害者等と共に認識を持って、より迅速・的確な事案対応を図っている。

図表2-64 ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等に関する手続の流れ



③ 関係機関・団体と連携したストーカー対策

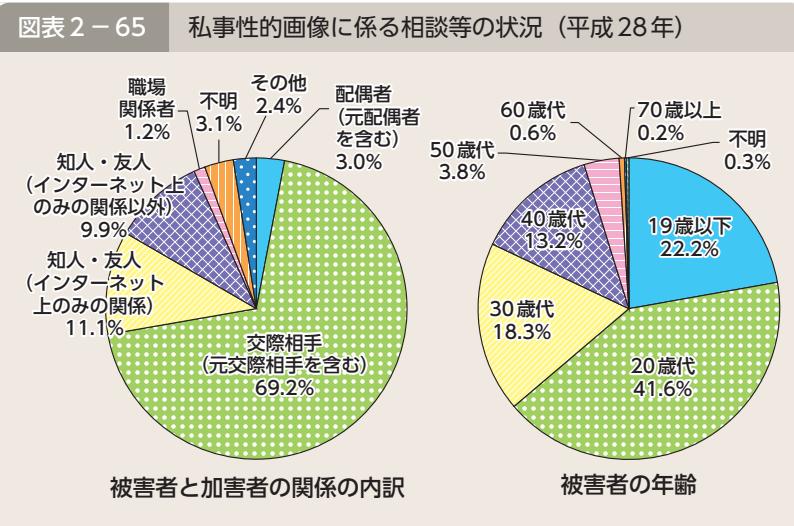
実効性のあるストーカー対策を行うためには、社会全体での取組が必要である。警察庁では、27年3月にストーカー総合対策関係省庁会議が策定したストーカー総合対策、同年12月に閣議決定された「第4次男女共同参画基本計画」等に基づき、関係機関・団体と連携して、ストーカー被害防止のための広報啓発、加害者に関する取組等を推進している^(注1)。

④ いわゆるリベンジポルノ等への対応

近年、交際中に撮影した元交際相手の性的画像等を、撮影対象者の同意なくインターネット等を通じて公表する行為（いわゆるリベンジポルノ等）により、被害者が多大な精神的苦痛を受ける事案が発生している。

28年中の私事性的画像^(注2)に関する相談等の件数^(注3)は1,063件であった。このうち、被害者と加害者の関係については、交際相手（元交際相手を含む。）が69.2%、インターネット上ののみの関係にある知人・友人が11.1%を占めており、また、被害者の年齢については、20歳代が41.6%、19歳以下が22.2%を占めている。さらに、私事性的画像被害防止法の適用による検挙件数は48件、脅迫罪、児童買春・児童ポルノ禁止法^(注4)違反、強要罪等の他法令による検挙件数は238件であった。

警察では、このような事案について、被害者の要望を踏まえつつ、違法行為に対して厳正な取締りを行うとともに、公表された私事性的画像記録の流通・閲覧防止のための措置等の迅速な対応を講じている。また、広報啓発活動等を通じて、被害の未然防止を図っている。



■ 事例 Case

飲食店経営者の男（59）は、28年3月、衣服の一部を着けていない元交際相手の画像を加工した写真を電柱に貼り付けて掲示し、公然と陳列した。同年4月、同男を私事性的画像被害防止法違反（私事性的画像記録物公然陳列）で逮捕した（京都）。

■ 事例 Case

28年5月、女性から、元交際相手の男（46）からメールを送り付けられるなどの嫌がらせを受けているとの相談を受理した。同男のSNS上に衣服を着けていない同女性の画像が投稿されているのを発見したことから、同年6月、同男を私事性的画像被害防止法違反（私事性的画像記録物公然陳列）で逮捕した（福井）。

注1：55頁参照

2：私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律（以下「私事性的画像被害防止法」という。）第2条第1項に定める性交又は性交類似行為に係る人の姿態等が撮影された画像をいう。

3：私事性的画像記録又は私事性的画像記録物に関する相談のうち、私事性的画像被害防止法やその他の刑法法令に抵触しないものも含む。

4：児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律

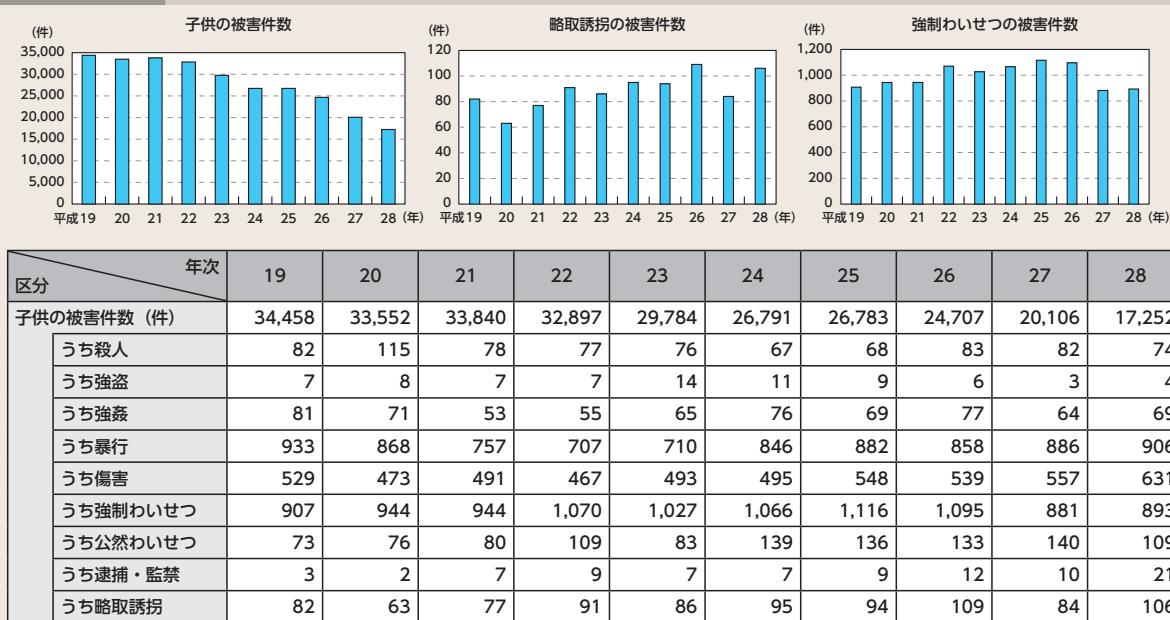
2 子供の安全を守るための取組

(1) 子供を犯罪から守るための取組

① 子供が被害者となる犯罪

13歳未満の子供が被害者となった刑法犯の認知件数（以下「子供の被害件数」という。）は、図表2-66のとおりである。子供の被害件数は、平成14年以降は減少傾向にあり、28年中は1万7,252件と、前年より2,854件（14.2%）減少した。刑法犯の認知件数に占める子供の被害件数の割合の高い罪種は、28年中は略取誘拐が46.5%（認知件数228件のうち106件）、強制わいせつが14.4%（認知件数6,188件のうち893件）であった。

図表2-66 子供（13歳未満）の被害件数及び罪種別被害状況の推移（平成19～28年）



② 子供の生活空間における安全対策

ア 学校や通学路の安全対策

警察では、子供が被害者となる犯罪を未然に防止し、子供が安心して登下校することなどができるよう、通学路や通学時間帯に重点を置いた警察官によるパトロールを強化するとともに、退職した警察官等をスクールサポーターとして委嘱し学校へ派遣するなど、学校と連携して学校や通学路等における子供の安全確保を推進している。

イ 被害防止教育の推進

警察では、子供に犯罪被害を回避する能力等を身に付けさせるため、小学校、学習塾等において、学年や理解度に応じ、紙芝居、演劇やロールプレイング方式等により、危険な事案への対応要領等について子供が考えながら参加・体験できる防犯教室、地域安全マップ作成会等を関係機関・団体と連携して開催している。また、教職員に対しては、不審者が学校に侵入した場合の対応要領の指導等を行っている。

ウ 情報発信活動の推進

警察では、子供が被害に遭った事案等の発生に関する情報を子供や保護者に対して迅速に提供できるよう、警察署と教育委員会、小学校等との間で情報共有体制を整備するとともに、都道府県警察のウェブサイトや電子メール等を活用した情報発信を行うなど、地域住民に対する情報提供を実施している。

エ ボランティアに対する支援

警察では、「子供110番の家」として危険に遭遇した子供の一時的な保護と警察への通報等を行うボランティアに対し、ステッカーや対応マニュアル等を配布するなどの支援を行っているほか、防犯ボランティア団体との合同パトロールを実施するなど、自主防犯活動を支援している。

③ 子供女性安全対策班による活動の推進

警察では、21年4月、子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまと等の事案に関する情報収集、分析等により行為者を特定し、検挙・指導・警告等の措置を講ずる子供女性安全対策班（JWAT^(注)）を警視庁及び道府県警察本部に設置した。従来の検挙活動等に加え、これらの先制・予防的活動を積極的に推進していくことによって、子供や女性を被害者とする性犯罪等の未然防止に努めている。

■ 事例

Case

28年5月、帰宅途中の女子高校生が、自転車に乗った見知らぬ男から卑わいな言葉を掛けられ、つきまとわれるという事案が発生した。同年6月、子供女性安全対策班が、同男（66）を宮城県迷惑防止条例違反（卑わいな行為の禁止）により逮捕した（宮城）。

④ 子供対象・暴力的性犯罪出所者の再犯防止措置制度の強化

警察では、13歳未満の子供を被害者とした強制わいせつ等の暴力的性犯罪で服役して出所した者について法務省から情報提供を受け、各都道府県警察において、その出所者の所在確認を実施している。また、23年4月からは、必要に応じて当該出所者の同意を得て面談を行うなど、再犯防止に向けた措置の強化を図っている。

（2）児童虐待対策

① 検挙・通告の状況

平成28年中の検挙件数は1,081件、検挙人員は1,113人と、統計をとり始めた11年以降、過去最多となった。近年の態様別検挙件数をみると、身体的虐待が全体の7割以上を占めている。

また、児童虐待又はその疑いがあるとして警察から児童相談所に通告した児童数は年々増加し、28年中は過去最多となった。態様別では、特に心理的虐待の増加が著しく、28年中は3万7,183人と全体の6割以上を占めている。

図表2-67 児童虐待事件の態様別検挙件数の推移（平成24～28年）



図表2-68 警察から児童相談所に通告した児童数の推移（平成24～28年）



② 関係機関と連携した取組

児童を迅速かつ適切に保護するためには、関係機関がそれぞれの専門性を発揮しつつ、連携して対処することが重要となる。警察では、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した際の児童相談所への確実な通告の実施、通告に際しての事前照会の徹底等、児童相談所等との情報共有を図るとともに、必要に応じて地域の要保護児童対策地域協議会^(注1)に参加するなど、関係機関との緊密な連携を保ちながら、児童の生命・身体の保護のための措置を積極的に講じている。

事例 Case

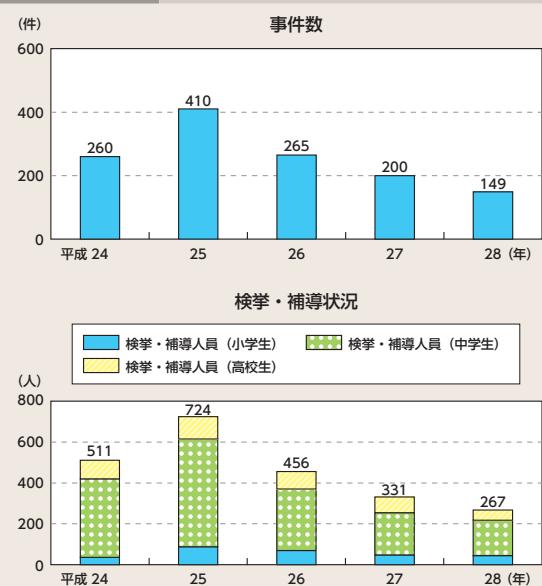
28年4月、小学校の教員が生徒の顔にやけどのあるのを発見したため、同生徒から事情を聴いたところ、同生徒が父親から暴行を受けた旨を説明したことから、スクールソーシャルワーカー^(注2)を通じて警察署に連絡した。同警察署では、同生徒について児童相談所に通告するとともに、児童相談所及び検察庁と協議して三者の代表者により同生徒から事情聴取を行い、同年5月、同生徒の父親（49）を傷害罪等で逮捕した（福島）。

（3）いじめ事案への対応

近年のいじめ^(注3)に起因する事件数は図表2-69のとおりであり、28年は149件であった。また、28年中の検挙・補導人員は267人であり、その約7割を中学生が占めている。

警察では、いじめ防止対策推進法の趣旨に基づき、少年相談活動やスクールサポーターの学校への訪問活動等により、いじめ事案の早期把握に努めるとともに、把握したいじめ事案の重大性及び緊急性、被害少年及びその保護者等の意向、学校等の対応状況等を踏まえ、学校等と緊密に連携しながら、的確な対応を推進している。

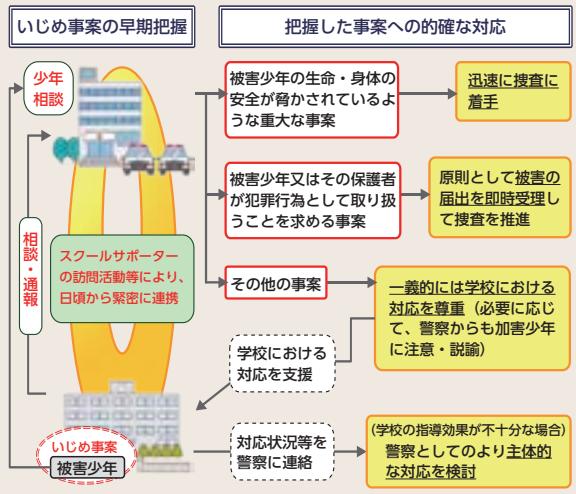
図表2-69 いじめに起因する事件数と検挙・補導状況の推移（平成24～28年）



図表2-70 警察によるいじめ事案への対応

◆基本的な考え方

教育上の配慮等の観点から、一義的には教育現場における対応を尊重しつつも、犯罪行為がある場合には、被害少年や保護者等の意向や学校における対応状況等を踏まえながら、警察として必要な対応をとる。



注1：児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は、単独又は共同して、要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者により構成される要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならないとされている。

2：教育機関等において、教育分野に関する知識に加えて、福祉の専門的な知識・技術を用いて児童生徒を支援する者

3：平成25年以降の数値は、「いじめ」の定義を、25年6月に制定されたいじめ防止対策推進法第2条に定める「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の個人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」としている。また、24年以前の数値は、「いじめ」の定義を「単独又は複数で、単数又は複数の特定人に対し、身体に対する物理的攻撃又は言動による脅し、いやがらせ、無視等の心理的圧迫を一方的に反復継続して加えることにより苦痛を与えることをいい、暴走族等非行集団間における対立抗争に起因する事件を含まないもの」としている。

(4) 少年^(注1)の福祉を害する犯罪への対策と有害環境対策

警察では、福祉犯^(注2)の取締り、被害少年の発見・保護、インターネット上の違法情報・有害情報の取締り等少年を取り巻く有害環境の浄化対策を推進している。このうち、児童買春、児童ポルノの製造等の子供の性被害^(注3)に係る対策については、平成28年4月以降、国家公安委員会が政府内における同対策の企画・立案及び関係機関との総合調整の業務を行っており、政府全体の取組を推進している。

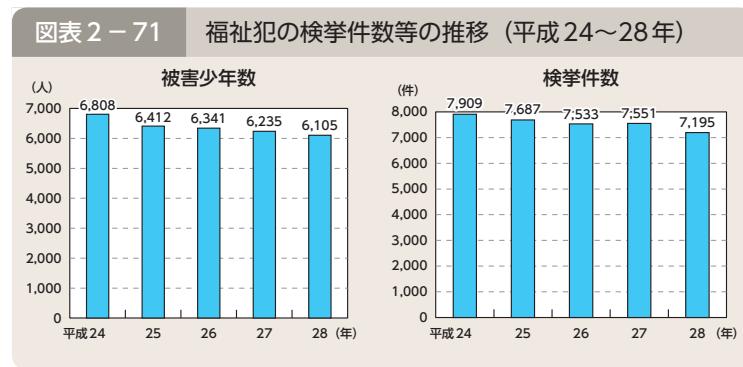
① 少年の福祉を害する犯罪への対策

福祉犯の被害少年数は図表2-71のとおりであり、23年以降は減少しているが、スマートフォン等の普及により、インターネットの利用に起因する福祉犯が発生するなど、深刻な状況にある。

被害少年を早期に発見・保護するとともに、新たな被害を発生させないため、警察では積極的な取締りと被害少年に対する支援のほか、援助交際を求めるなどのインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・助言するサイバー補導を推進している。

ア 悪質性の高い福祉犯

近年、コミュニティサイト^(注4)等を利用して児童買春の周旋を行う事犯や、児童の性に着目した形態の営業に児童を従事させる事犯等、児童の心身に有害な影響を与える事犯が発生しており、中には、暴力団の資金獲得活動として行われる場合もある。このような悪質性の高い福祉犯に対して、警察では、実態の把握と情報の分析、積極的な取締り等を推進している。



事例 Case

27年12月頃から28年4月にかけて、暴力団構成員の男（26）らは、家出中の少女をマンションに住み込ませた上、出会い系サイト等で募った不特定多数の客を相手に売春をさせた。同年7月、同男ら4人を児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為）等で逮捕した（神奈川）。

事例 Case

28年6月頃、「学生カウンセラー」と称して女子高校生と個室で会話するサービスを提供する店舗を経営する男（57）らは、少女（17）らを雇い入れ、店舗内において男性客を相手に性的な業務に従事させた。同年9月、同男ら2人を児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為）等で逮捕した（大阪）。

注1：20歳未満の者

2：少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。例えば、児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反（児童に淫行をさせる行為等）、労働基準法違反（年少者の危険有害業務等）等が挙げられる。

3：児童に対する性的搾取（児童に対し、自己の性的好奇心を満たす目的又は自己若しくは第三者の利益を図る目的で、児童買春、児童ポルノの製造その他の児童に性的な被害を与える犯罪行為をすること及び児童の性に着目した形態の営業を行うことにより児童福祉法第60条に該当する行為をすること並びにこれらに類する行為をすることをいう。）及びその助長行為（児童買春の周旋、児童買春等目的の人身売買、児童の性に着目した形態の営業のための場所の提供及び児童ポルノの提供を目的としたウェブサイトの開設等をいう。）をいう。

4：138頁参照

イ 児童ポルノ

児童ポルノ事犯は近年増加傾向にあり、28年中の検挙件数は2,097件、検挙人員は1,531人、被害児童^(注1)数は1,313人と、いずれも過去最多となつた。被害態様別でみると、だまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送ら

されるもの（以下「自画撮り被害」という。）が約4割を占め、被害児童数は24年以降4年連続で増加している。自画撮り被害については、スマートフォンを使用したコミュニティサイトの利用に起因するものが約7割を占めている。また、小学生以下の被害児童のうち、約4割が強姦・強制わいせつの手段により児童ポルノの製造の対象とされているなど、児童ポルノをめぐる情勢は深刻な状況にある。

警察では、このような情勢を踏まえ、関係機関・団体と緊密な連携を図りながら、低年齢児童を狙ったグループや児童ポルノ販売グループによる悪質な事犯等に対する取締りの強化、国内サイト管理者等に対する児童ポルノ画像の削除依頼、被害児童に対する支援等を推進している。

また、警察庁では、29年2月、国内外の関係機関・団体が参加する子供の性被害対策に関するセミナーを開催し、政府の取組を紹介するとともに、関係機関・団体との情報交換を行うなどの連携強化に努めている。さらに、プロバイダによる閲覧防止措置（ブロッキング）について、アドレスリスト作成管理団体に情報提供や助言を行うなどの流通・閲覧防止対策を推進している。

■ 事例

Case

25年1月から28年10月頃にかけて、低年齢児童を狙ったグループのメンバーであるダンサーの男（27）らは、男児を自宅等に誘い込み、わいせつな行為をし、その状況を撮影して児童ポルノを製造した上、互いに児童ポルノを提供し合うなどしていた。ICPO^(注2)から提供された情報等に基づいて、29年3月までに、同男ら14人を児童買春・児童ポルノ禁止法違反（児童ポルノ製造）等で検挙した（京都、大阪）。

② 少年を取り巻く有害環境の浄化対策

近年、スマートフォン等の普及に伴い、コミュニティサイト等のインターネットの利用に起因する少年の犯罪被害が増加しているほか、繁華街等において児童の性に着目した新たな形態の営業が出現しているなど、少年を取り巻く社会環境は深刻な状況にある。

警察では、インターネットの利用に起因する少年の犯罪被害の発生状況を踏まえ、関係機関・団体等と連携し、保護者に対する啓発活動、児童に対する情報モラル教育、携帯電話事業者等に対するフィルタリング^(注3)等の普及促進のための要請等の取組を推進している。

また、児童の性に着目した新たな形態の営業については、少年の保護と健全育成の観点から、あらゆる警察活動を通じて、各地域の実態の把握に努めるとともに、これらの営業において稼働している女子高校生等に対する補導、立ち直り支援等の取組を推進している。

このほか、少年に有害な商品等を取り扱う店等に対して、少年の健全育成のための自主的措置が促進されるよう指導・要請を行うなど、有害環境の浄化に努めている。

注1：児童ポルノ事犯の検挙を通じて、新たに特定された被害児童

2：International Criminal Police Organization（国際刑事警察機構）の略

3：インターネット上のウェブサイト等を一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくなるプログラムやサービス

図表2-72

児童ポルノ事犯の検挙状況等の推移（平成24～28年）

区分	年次	24	25	26	27	28
検挙件数（件）	24	1,596	1,644	1,828	1,938	2,097
検挙人員（人）	25	1,268	1,252	1,380	1,483	1,531
被害児童数（人）	26	531	646	746	905	1,313

コラム

「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)の策定

我が国では、児童ポルノ事犯に係る被害児童数が近年増加しており、コミュニティサイト等の利用に起因して性的な被害に遭う児童も多く認められるほか、児童の性に着目した新たな形態の営業が出現しているなど、子供の性被害をめぐる情勢は引き続き深刻な状況にある。

こうした認識の下、平成29年4月、犯罪対策閣僚会議において「児童の性的搾取等に係る対策の基本計画」(子供の性被害防止プラン)が策定された。

同計画には、警察の主な施策として、子供の性被害に係る事犯に対する取締りの強化等の厳正な対応、児童や保護者等が相談しやすい環境の整備、コミュニティサイト及び出会い系サイトに対する事業者対策等が盛り込まれており、警察では、同計画に即し、関係機関・団体と協力して対策を推進している。

事例

Case

愛知県では、児童の性に着目した新たな形態の営業による性犯罪被害等を防止するため、27年に愛知県青少年保護育成条例を改正し、青少年を接客業務に従事させる行為を禁止するなど、いわゆるJKビジネスと呼ばれる営業に対する規制を開始した。また、警察、地方公共団体、学校、事業者等が連携して「JKビジネス撲滅等非行防止キャンペーン」を開催し、同営業の撲滅に向けた気運の醸成を図っている。

また、東京都においても、同営業の届出義務、青少年を接客業務に従事させる行為の禁止等を内容とする特定異性接客営業等の規制に関する条例が29年7月に施行され、同営業に対する規制が強化されている。

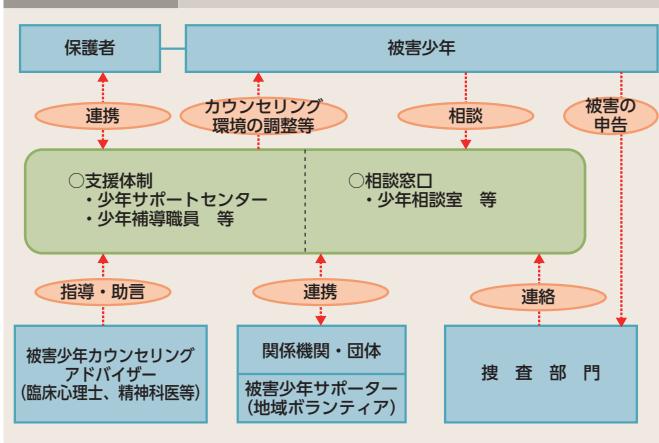


JKビジネス撲滅等非行防止キャンペーン

(5) 少年の犯罪被害への対応

警察では、犯罪の被害に遭った少年に対し、少年補導職員^(注)を中心としてカウンセリング等の継続的な支援を行うとともに、大学の研究者、精神科医、臨床心理士等の専門家を被害少年カウンセリングアドバイザーとして委嘱し、支援を担当する職員が専門的な助言を受けることができるようしている。

図表2-73 被害少年の支援



事例

Case

秋田県警察では、秋田市内に借り受けた畑を「チャイルド・ファーム」と命名して被害少年の支援に活用しており、警察官や大学生ボランティアが被害少年やその家族と共に農業を体験するなどして、被害少年の精神的被害の回復に向けた継続的な支援活動を行っている。

注：特に専門的な知識及び技能を必要とする活動を行わせるため、その活動に必要な知識と技能を有する警察職員（警察官を除く。）のうちから警視総監又は道府県警察本部長が命じた者で、少年の非行防止や立ち直り支援等の活動において、重要な役割を果たしている。平成29年4月1日現在、全国に約890人の少年補導職員が配置されている。

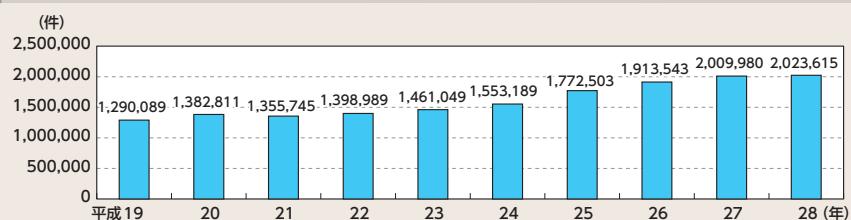
地域住民の安全安心確保のための取組

1 相談業務の充実強化

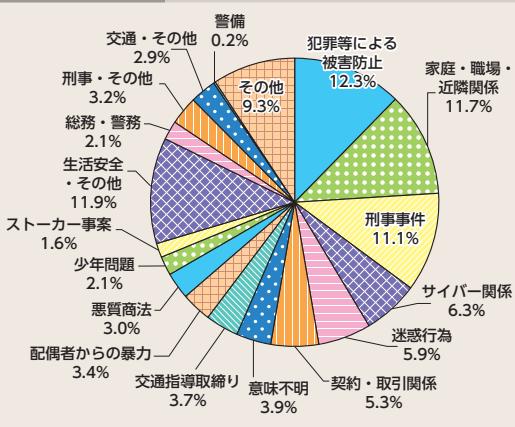
(1) 相談取扱いの現状

相談取扱件数の推移及び相談内容については、図表2-74から図表2-76までのとおりである。平成28年中の相談取扱件数は202万3,615件と、前年より約1万4,000件（0.7%）増加し、近年増加傾向にある。主な相談内容としては、犯罪等による被害防止、家庭・職場・近隣関係、刑事事件に関するもの等が挙げられる。

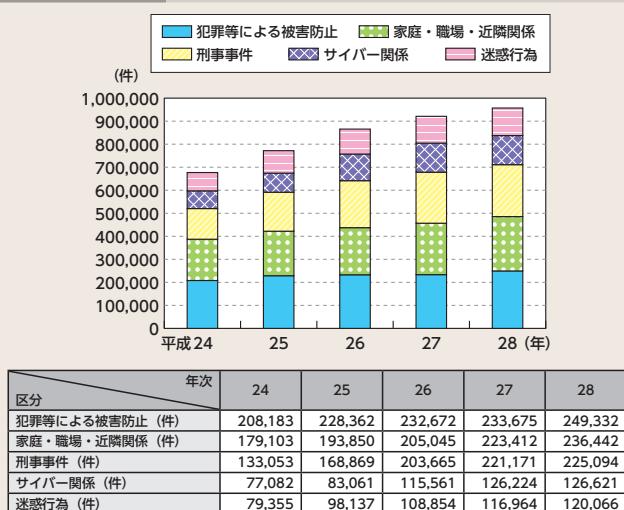
図表2-74 相談取扱件数の推移（平成19年～28年）



図表2-75 相談内容の内訳（平成28年）



図表2-76 主な相談内容とその推移（平成24～28年）



(2) 相談受理体制

警察では、国民から寄せられた相談に対し、迅速・確実な組織対応を行うことができるよう、警視庁及び道府県警察本部並びに各警察署の総・警務部門にそれぞれ相談の総合窓口を設置している。

総合窓口には、警察職員のほか、経験豊富な元警察職員等の警察安全相談員の配置を進め、体制の充実に努めている。

また、警視庁及び道府県警察本部の総合窓口に全国統一番号の警察相談専用電話（「#（シャープ）9110」番^注）を設置し、電話をかけば発信地を管轄する警察本部等の総合窓口に接続されるようにしているほか、都道府県警察のウェブサイト上で相談を受け付けている。



「#（シャープ）9110」番の広報活動

注：携帯電話からも利用できる。なお、ダイヤル回線及び一部のIP電話では利用できないので、相談専用の一般加入電話番号を警察庁ウェブサイト等で広報している。

(3) 相談内容に応じた適切な対応の推進

① 相談への組織的な対応

寄せられた相談に対しては、相談内容に応じて、関係する部署が連携して対応し、指導、助言、他の専門機関の教示、相手方への警告、検挙等、犯罪等の被害の発生の有無にかかわらず、相談者の不安等を解消するために必要な措置を講じている。

相談者等の生命又は身体に危害が及ぶおそれのあるもの等緊急の対応を要する相談事案を認知した場合には、直ちに幹部へ報告がなされる体制を構築するなど、組織的な対応を強化している。

② 相談に対応する職員への研修の実施

多種多様な相談に適切に対応できる職員を育成するため、都道府県警察では、相談に対応する職員に対し、各部門の業務担当者による事案ごとの相談受理・対応要領の講義や様々な専門的知識を有する部外講師による講義等、実務に直結する研修を実施している。

③ 関係機関・団体等との連携の推進

警察以外の機関・団体等で取り扱うことが望ましい相談や警察以外の機関・団体等との緊密な連携が必要な相談への適切な対応を図るため、関係機関・団体等との連絡会議を開催して意見交換を行うなど、関係機関・団体等との連携強化に努めている。



平成28年10月、児童が利用する通学路の付近に居住する男性から、「自宅の近所で、子供の通学時間帯に自動車が暴走している」との相談を受理した。直ちに通学時間帯における交通指導取締りを行ったところ、同年11月、著しく制限速度を超過して走行する自動車を発見したことから、同自動車を運転していた男（37）を道路交通法違反（速度超過）で逮捕し、地域住民の不安を解消した（静岡）。



28年9月、女性から「夫から暴力を受けたので助けてほしい」との相談を受理した。事情聴取を行ったところ、同女性の生命又は身体に危害が及ぶおそれがあったことから、沖縄県女性相談所と連携し、同女性を民間シェルターに避難させた上、同女性の夫（46）を傷害罪で逮捕した（沖縄）。

(4) 認知症に係る行方不明者等への対策

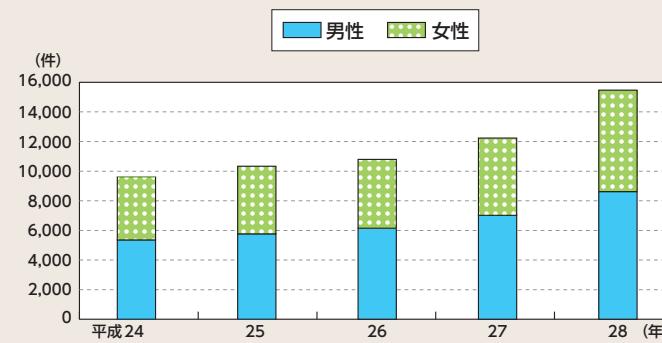
平成28年中の認知症に係る行方不明者届の受理件数は1万5,432件であり、統計をとり始めた24年以降、増加を続けている。

警察では、地域における認知症高齢者等の見守りネットワークの活用や、関係機関・団体等と緊密に連携した行方不明者発見活動を推進しているほか、認知症センター養成講座等の部外有識者による講習会等を通じて、認知症の特性や対応要領等について、職員の理解を深める取組を行っている。



認知症講習会

図表2-77 認知症に係る行方不明者届の受理件数の推移（平成24～28年）



区分	年次	24	25	26	27	28
合計(件)	9,607	10,322	10,783	12,208	15,432	
男性	5,349	5,747	6,130	7,012	8,617	
女性	4,258	4,575	4,653	5,196	6,815	

2 事件・事故への即応

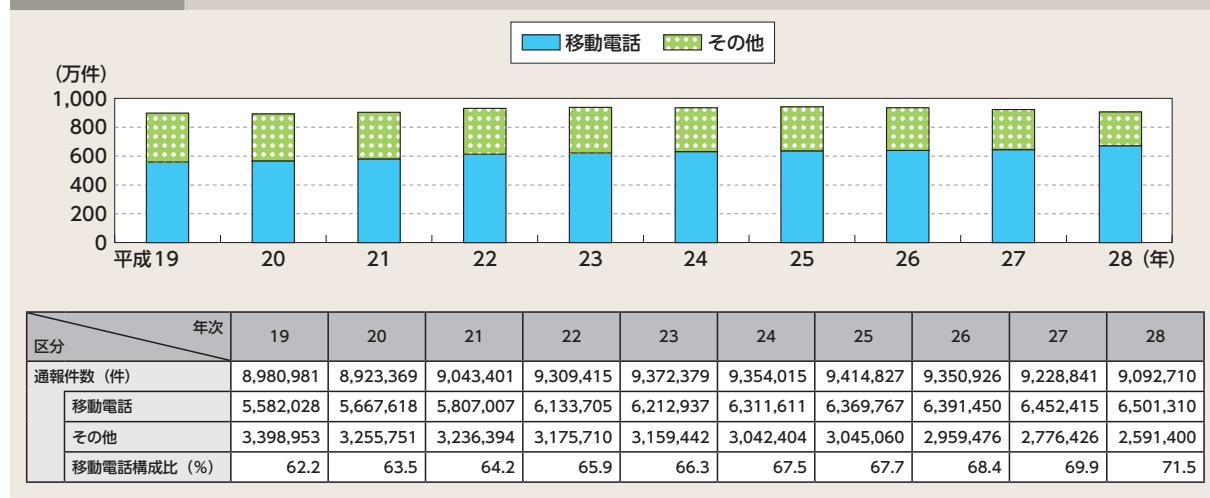
交番、駐在所等の警察官は、事件、事故等が発生した際、直ちに現場に向かい、被疑者の逮捕等の措置をとっている。警察では、警察官が迅速に現場に駆けつけられるよう、110番通報の受理や警察署等への指令を行うシステムを整備するとともに、パトカー等の活用による機動力の強化に努めている。

(1) 110番通報

平成28年中の110番通報受理件数^(注1)は、約909万件と前年より約14万件減少した。これは約3.5秒に1回、国民約14人に1人の割合で通報したことになる。また、携帯電話等の移動電話からの110番通報が71.5%を占め、過去最高を記録した。

警察では、110番通報の適切な利用の促進のため、事件・事故等の緊急の対応を必要とする場合にはたまらわずに110番通報を利用する一方、緊急の対応を必要としない相談等の通報については「#9110」番や各種相談電話を利用するよう呼び掛けている。

図表2-78 110番通報受理件数の推移（平成19～28年）



(2) 通信指令

① 通信指令システム

110番通報に迅速かつ的確に対応するため、都道府県警察には通信指令室が設けられている。110番通報を受理した通信指令室では、直ちに通報内容を警察署等に伝え、地域警察官を現場に急行させるとともに、必要に応じて緊急配備^(注2)の発令等を行っている。平成28年中の緊急配備の実施件数は、前年と比べ46件(0.7%)増加し、6,982件となった。

また、28年中に警察本部の通信指令室で直接受理した110番通報に対するリスポンス・タイム^(注3)の平均は、7分5秒であった。

警察では、増加する携帯電話等からの110番通報に的確に対応するため、携帯電話等で110番通報した際に、音声通話と同時に発信者の位置情報が通知されるシステム（位置情報通知システム）を全都道府県警察において運用するなど通信指令システムの高度化を図っている。

注1：無応答、いたずら、かけ間違い等は計上していない。

2：重要事件等が発生した際に、迅速に被疑者を検挙するため、警戒員を配置して行う検問、張り込み等

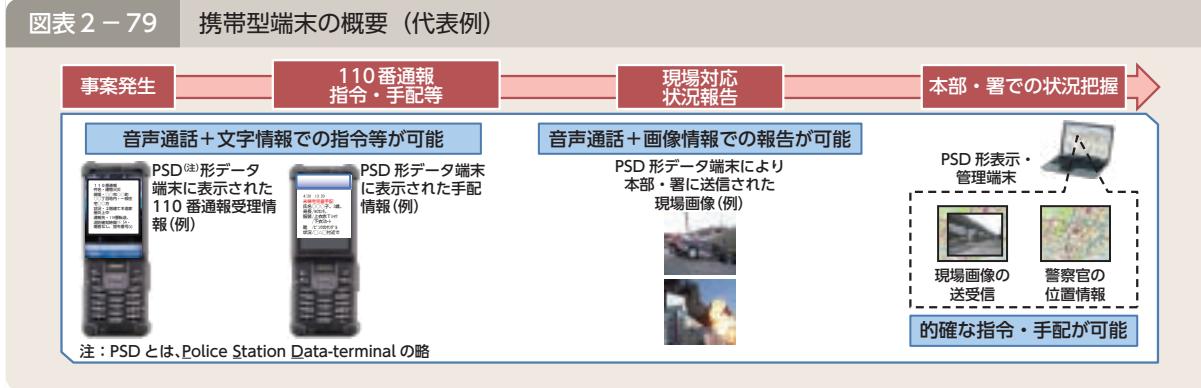
3：通信指令室が110番通報を受理し、パトカーに指令してから警察官が現場に到着するまでの所要時間

② 携帯型端末を活用した初動警察活動

警察では、音声通話機能及びデータ通信機能を有する携帯型端末を整備し、各都道府県警察において運用している。

同端末の活用により、通信指令室で受理した110番通報の内容、各種事案の現場で撮影した画像、GPSで測位された警察官の位置情報等の情報を、通信指令室、警察署及び現場の警察官が組織的に共有し、的確な初動警察活動に当たっている。

図表2-79 携帯型端末の概要（代表例）



③ 外国語による110番通報への対応

警察では、日本語を解さない者からの110番通報への適切な対応が図られるよう、外国語に通じた警察官を通信指令室に配置するほか、通訳センター等の警察職員を含めた三者通話を行うなどして対応している。

（3）初動警察活動の強化

① 通信指令を担う人材の育成強化

警察では、110番通報の受理、指令及び無線報告の技能を競う全国通信指令・無線通話技能競技会を開催するなど、通信指令技能の向上を目的とした教育訓練を行うとともに、通信指令の知識・技能に関する検定制度を設け、組織的な人材育成に努めている。

また、卓越した通信指令の技能を有する者として選抜された、警察庁指定広域技能指導官や都道府県警察の技能指導官等が、実践的な指導等を通じて後進の育成に当たっている。

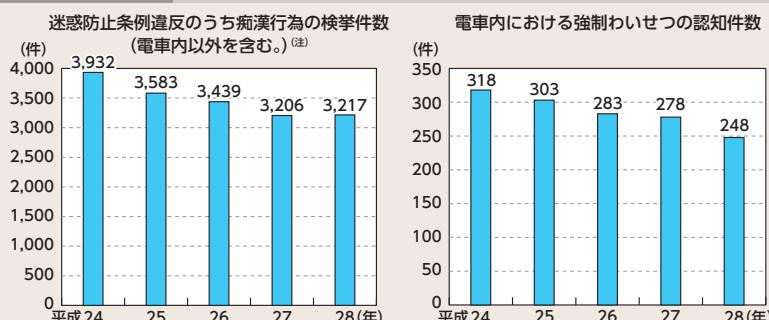
② 実践的な訓練の実施

警察では、事案対応能力の更なる強化を図るため、無差別殺傷事件その他の重大事案の発生を想定した実践的かつ効果的な訓練を継続的に実施している。

（4）鉄道警察隊の活動

鉄道警察隊は、鉄道事業者等と連携し、列車内における警乗^(注)、駅等の鉄道施設及びその周辺のパトロールや警戒警備を実施している。また、痴漢の被害者から相談を受理した場合は、被害者に同行して身辺の警戒を行うなどしている。

図表2-80 痴漢事犯の検挙状況等の推移（平成24～28年）



注：いわゆる迷惑防止条例における、卑わいな行為等を禁止する規定に係る検挙件数及び検挙人員は、「痴漢」、「のぞき見」、「下着等の撮影」、「透視によるのぞき見」、「透視による撮影」、「通常衣服を着けない場所における盗撮」及び「(その他) 卑猥な言動」の区分により各都道府県警察に報告を求めているが、このうち「痴漢」として報告を受け、集計した数値を示したもの

注：列車内における公安の維持を図るため、警察官が列車に乗務して、列車内における犯罪の予防、被疑者の検挙、事故の防止等に当たること。

(5) パトカー及び警察用船舶の活用

警察では、全国の警察本部や警察署に配備したパトカーを活用して、管内のパトロールを行うとともに、事件・事故等の発生時における初動措置をとっている。また、全国に配備した警察用船舶を活用し、通信指令室やパトカーと連携の上、事件・事故発生時の情報の収集、救助活動等を行っている。



警察用船舶

事例 Case

平成28年8月、花火見物をしていたプレジャーボートが防波堤に接触して沈没した事故が発生したことから、花火大会の警備を行っていた警察用船舶を現場に急行させ、付近にいた民間船舶と協力して、プレジャーボートの全乗員12人を救助し、桟橋で待機中の救急隊に引き継いだ（兵庫）。

(6) 警察用航空機の活用

警察では、ヘリコプターテレビシステム（ヘリテレ）やホイスト救助装置^(注)等の各種資器材が装備された警察用航空機（ヘリコプター）を全国に配備しており、通信指令室やパトカーと連携し、その機動力をいかしたパトロール、被疑者の追跡、災害や重大事件発生時におけるヘリテレを活用した情報収集、被災者の救助、被災地への人員物資の緊急輸送等を行っている。



警察用航空機

事例 Case

平成28年6月、走行中の盗難自動車を発見したことから、パトカーと共にヘリコプターで追跡を開始したところ、同自動車は、歩道走行や信号無視等の危険な運転を繰り返しながら逃走した。ヘリコプターが、ヘリテレを活用して同自動車の走行状況を通信指令室に逐次報告するとともに、パトカー及び捜査員を的確に誘導したことにより、運転手の男（21）らを逮捕した（愛知）。

コラム

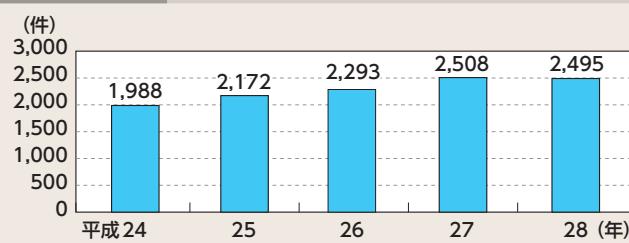
山岳遭難に対する警察活動

平成28年中の山岳遭難の発生件数は2,495件、遭難者数は2,929人（うち死者・行方不明者は319人）であった。

28年から8月11日が「山の日」として国民の祝日になるなど、登山に対する国民の関心が高まる一方で、近年は、日本アルプス等の山岳地帯だけでなく、里山等の低山における山菜採りによる遭難やスキー場の管理区域外におけるいわゆるバックカントリースキーによる遭難等、様々な場所で山岳遭難が発生している。

警察では、関係機関・団体等と連携の上、ヘリコプター等を活用して遭難者の捜索救助に当たるとともに、増加傾向にある山岳遭難の防止を図るため、山岳パトロール、広報啓発活動等を実施している。

図表2-81 山岳遭難発生件数の推移（平成24～28年）



山岳における訓練状況

注：航空機の機外に装着した電動装置を用いて、ワイヤーで人や物を昇降させるための装置

3 交番・駐在所の活動

交番・駐在所では、パトロールや巡回連絡等の様々な活動を通じて、地域住民の意見・要望等に応えるべく、管轄する地域の実態を把握し、その実態に即した活動を行っている。また、昼夜を分かたず常に警戒体制を保ち、様々な警察事象に即応する活動を行うことにより、地域住民の安全と安心のよりどころとなり、国民の身近な不安を解消する機能を果たしている。

平成29年4月1日現在、全国に交番は6,256か所、駐在所は6,380か所設置されている。

(1) パトロール、立番等

① パトロール、立番等による警戒

地域警察官は、事件・事故の発生を未然に防ぐとともに、犯罪を取り締まるため、犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールを行っている。パトロールに当たっては、不審者に対する職務質問、危険箇所の把握、犯罪多発地域の家庭や事業者に対する防犯指導、パトロールカード^(注)による情報提供等を行っている。

また、交番の施設の外に立って警戒に当たる立番や、駅、繁華街等の人が多く集まる場所や犯罪が多発している場所において、一定の時間警戒する駐留警戒等を行っている。



立番

② 職務執行力の強化

警察では、地域警察官の職務執行力を強化するため、職務質問、書類作成等の能力向上を目的とした研修・訓練を実施するとともに、卓越した職務質問の技能を有する者を選抜して、警察庁指定広域技能指導官又は都道府県警察の職務質問技能指導官等として指定し、実践的な指導等を通じて地域警察官全体の職務質問技能の向上に努めている。

平成28年中の地域警察官による刑法犯検挙人員は17万1,919人と、警察による刑法犯の総検挙人員の75.9%を占めている。

③ 交番相談員の活用

29年4月1日現在、全国で約6,300人の交番相談員が配置されている。交番相談員は、警察官の身分を有しない非常勤の職員であり、地域住民の意見・要望等の聴取、拾得物・遺失届の受理、被害届の代書及び預かり、事件・事故発生時の警察官への連絡、地理案内等の業務に従事しており、その多くは、経験や知識を有する退職警察官である。



交番相談員

注：パトロール中に気付いた防犯上の注意事項を伝えたり、空き巣等の被害者にパトロールを行っていることを知らせて安心してもらったりすることなどを目的として、地域警察官が管内の地域住民に配布するもので、交番名やパトロールを行った日時等が記載されている。

(2) 地域住民と連携した活動

① 巡回連絡

地域警察官は、担当する地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、事件・事故の防止等、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、地域住民からの意見・要望等の聴取を行う巡回連絡を行っている。



巡回連絡

事例 Case

北海道警察では、平成27年6月から28年3月にかけて、「おせっかいなおまわりさん作戦」と題して、地域警察官が、巡回連絡を通じて高齢者の特殊詐欺被害を防止するための取組を行った。例えば、高齢者宅で警察官自らが留守番電話のメッセージを録音したり、電話機付近に警告カードを貼り付けたりしたほか、高齢者と別居している家族へ巡回連絡時の高齢者の状況を知らせる手紙を送るといった家族の絆を深める活動を行い、特殊詐欺被害を未然に防止するなどの効果を上げた。

② 交番・駐在所連絡協議会

29年4月1日現在、全国の交番・駐在所に約1万2,000の交番・駐在所連絡協議会が設置されている。そこでは、地域警察官が、地域住民と地域の治安に関する問題について協議したり、地域住民の警察に対する意見・要望等を把握したりすることにより、地域社会と協力して事件・事故の防止等を図っている。

(3) 遺失物の取扱い

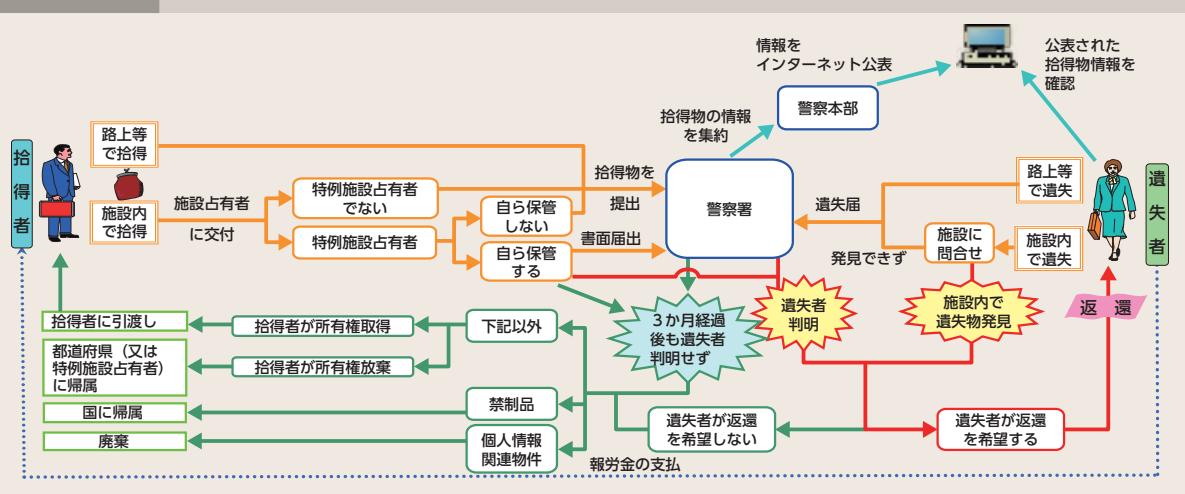
警察では、拾得物を速やかに遺失者に返還するため、拾得物・遺失届の受理業務を行っている。平成28年中に届出のあった拾得物は、特例施設占有者保管分^(注)を含め約2,796万点に上っている。

なお、警察に提出された拾得物のうち、通貨については約124億円が、物品については約1,046万点が遺失者に返還されている。

図表2-82 拾得物・遺失届の取扱い状況の推移（平成24～28年）

区分	年次	24年	25年	26年	27年	28年
通貨 (億円)	拾得物	156	156	164	171	177
	遺失届	372	364	368	370	366
物品 (万点)	拾得物	2,242	2,380	2,497	2,671	2,796
	遺失届	1,180	1,208	1,223	1,249	1,295

図表2-83 遺失物の取扱いの流れ



注：一定の公共交通機関又は都道府県公安委員会が指定した施設占有者（特例施設占有者）は、拾得物に関する事項を警察に届け出たときは、その物件を自ら保管することができる。

(4) 交番等における外国人への対応

① 機器等の整備及び活用

警察では、日本語を解さない外国人が急訴や各種届出等のために交番等を訪れた場合に、意思の伝達や手続が円滑に行えるよう、翻訳機能を備えた機器や外国語を併記した遺失届・拾得物の受理等の各種届出関係書類等の整備及び活用を図っている。

事例

Case

島根県警察では、平成28年6月から、ブラジル人が多く居住する地域を管轄する出雲警察署において、遺失届・拾得物の受理に関するポルトガル語を併記した説明資料を整備し、ブラジル人への対応に活用している。



遺失届の受理の様子



ポルトガル語を併記した説明資料

② 電話通訳の活用

警察では、外国人への対応において通訳が必要となった場合、携帯型端末を利用するなどして電話通訳を行い、外国人との迅速・的確な意思の疎通を図っている。また、地域警察官に対し、電話通訳を行う手順や通訳を介した事情聴取の要領等に関する訓練を行っている。

③ 外国語対応モデル交番の運用

警察では、観光地、繁華街・歓楽街、国際空港、大規模ターミナル駅等の外国人の来訪が多い地域を管轄する交番において、日本語を解さない外国人からの急訴等に外国語で対応することが可能な職員を配置した外国語対応モデル交番を運用している。

外国語対応モデル交番では、外国語対応が可能な交番であることを明示するなどして、日本語を解さない外国人からの急訴や各種届出、地理案内等に主に英語で対応するほか、隣接する交番等において外国語対応が必要な場合、電話により事情聴取を行うなどの支援を行っている。

事例

Case

京都府警察では、28年10月から、外国人の来訪が多い観光地を管轄する東山警察署祇園交番を外国語対応モデル交番として運用を開始した。同交番には、英語による対応が可能な職員を常時配置するとともに、二次元コード及び英語を併記した地理案内用の説明資料を活用するなどにより、外国人との円滑な意思の疎通を図っている。



外国語対応モデル交番



二次元コード及び英語を併記した地理案内用の説明資料

1 犯罪抑止に向けた取組

(1) 地域社会との協働

良好な治安は、社会・経済の発展の礎であるが、その確保は、独り警察のみによって達せられるものではない。警察は、地域社会や関係機関・団体等との連携の下、社会全体で良好な治安が保たれるよう取り組んでいる。

① 社会の犯罪予防機能の高度化

ア 安全安心なまちづくり

政府では、安全安心なまちづくりのための地域の自主的な取組を支援し、官民連携した取組を全国に展開する「安全・安心なまちづくり全国展開プラン」（平成17年6月犯罪対策閣僚会議・都市再生本部合同会議決定）や、「世界一安全な日本」創造戦略^(注)（25年12月閣議決定）等に基づき、関係機関・団体等と連携して、全国で安全安心なまちづくりを推進している。

イ 安全安心なまちづくりを推進する気運を高めるための取組

犯罪対策閣僚会議において定められた「安全安心なまちづくりの日」（毎年10月11日）の前後の期間を中心に、安全安心なまちづくりの気運を高めるための様々な取組が行われており、政府では、その取組の一環として、安全安心なまちづくりに関し、顕著な功績等があった個人又は団体を内閣総理大臣が表彰する「安全安心なまちづくり関係功労者表彰」を毎年実施している。

また、警察庁では、28年10月、優れた活動を行う防犯ボランティア団体が取組内容を発表する「防犯ボランティアフォーラム2016」を開催し、全国的な自主防犯活動の活性化に取り組んでいる。

ウ 繁華街・歓楽街の安全安心の確保に向けた総合対策の推進

警察では、健全で魅力あふれるまちづくりを推進するための施策を講じている。具体的には、繁華街・歓楽街の安全安心の確保に向け、商店街、商工会議所、商工会、地域住民、地方公共団体等と問題意識を共有し、地方公共団体が行うまちづくり事業に計画段階から積極的に関与するほか、客引きやスカウト行為、非行少年や不良行為者のい集、違法広告物の設置、ゴミや自転車の放置、違法駐車、落書き等の迷惑行為の取締り等を通して街並みの改善を図っている。

また、繁華街・歓楽街において犯罪組織が暗躍することのないよう、雑居ビル、広告宣伝媒体等から犯罪組織を排除する取組を推進するとともに、違法風俗営業等の風俗関係事犯や不法就労、人身取引事犯、少年の健全育成を阻害する事犯、組織的な資金獲得犯罪等の取締りを推進している。



安全安心なまちづくり関係功労者表彰

② 防犯ネットワークの整備と活用促進

治安を取り巻く情勢が依然として厳しいことに加え、人口・家族構造の変化等により社会情勢が変化している中で、かつて良好な治安を支えてきた社会の連帯感が希薄化している。このような現状を踏まえ、警察は、地方公共団体、地域住民、事業者等の各主体を包括する防犯ネットワークを整備し、これを有効活用した積極的な情報交換や、地域住民による防犯パトロール等の防犯ボランティア活動、事業者による防犯に関するCSR^(注1)活動に対する支援等を行うことで、地域社会が一体となった犯罪抑止対策の推進を図っている。

ア 防犯ボランティア団体の活動

28年末現在、警察が把握している防犯ボランティア団体は全国で4万8,160団体^(注2)となっている。これらの団体の多くは、町内会、自治会等の地域住民による団体や子供の保護者の団体であり、その構成員数は272万5,437人となっている。

多くの団体で防犯パトロールや通学路等における子供の見守り活動を行っているほか、最近の犯罪情勢を踏まえ、特殊詐欺の被害防止のため、警察と連携した金融機関を対象とする被害防止訓練や高齢者の居宅の訪問を通じた防犯指導等を実施している団体もみられる。

イ 自主防犯活動に対する支援

警察では、防犯ボランティア団体に対し、犯罪情報の提供や合同パトロールの実施等の活動支援を行っているほか、自主防犯パトロールに使用する自動車に青色回転灯を装備することができる仕組みづくりを行い、28年末現在、全国で9,760団体、4万5,396台の青色回転灯装備車が活動している。

また、警察庁ウェブサイト上に「自主防犯ボランティア活動支援サイト」^(注3)を開設し、防犯ボランティア団体相互のネットワークづくりを推進している。

ウ 犯罪情報や地域安全情報の提供

警察では、地域住民が身近に感じる犯罪の発生を抑止し、犯罪被害に遭わない安全安心なまちづくりを推進するため、地域住民に向けて、警察の保有する犯罪発生情報や防犯情報等を様々な手段・媒体を用いて適時適切に提供し、自主防犯活動の促進に努めている。

図表2-84

防犯ボランティア団体・構成員の推移（平成19～28年）



図表2-85

青色回転灯を装備した自動車数（平成19～28年）



青色回転灯装備車

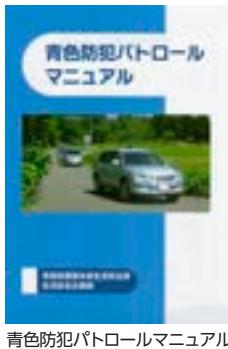
注1：Corporate Social Responsibilityの略。企業の社会的責任と訳される。法令遵守、環境保護、地域貢献等、純粋に財務的な活動以外の分野において、企業が持続的な発展を目的として行う自主的の取組

2：平均月1回以上の活動実績（単に意見交換や情報交換のみを行う会議を除く。）があり、かつ、構成員が5人以上の団体

3：<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki55/>

事例 Case

青森県警察では、28年11月、青色回転灯装備車を用いて防犯パトロールを行う防犯ボランティア団体の活動の支援及び地域の安全安心なまちづくりの推進を目的として、犯罪が起こりやすい場所を判別する方法等を掲載した「青色防犯パトロールマニュアル」を作成し、防犯パトロールに従事する者に活用されている。



青色防犯パトロールマニュアル

コラム

事業者等による防犯に関するCSR活動について

近年、事業者等が自主的に行う地域に密着した防犯活動は、防犯CSR活動として注目されている。平成27年4月、防犯CSR活動や同活動を行う事業者等を支援するため、「全国防犯CSR推進会議」が設立された。28年10月、同会議は、独自に優良企業に対する表彰を行ったほか、全国初となる地域分科会として愛知部会を立ち上げるなど、その活動を活発化させている。

(2) 犯罪防止に配慮した環境設計

犯罪を抑止するためには、都市の構造の在り方を見直し、都市のハード面から物理的に犯罪が行われにくい環境を創出することが重要であり、これにより犯罪が発生するリスクを長期にわたり抑制することができる。

① 公共施設や住宅の安全基準の策定等

警察庁では、犯罪防止に配慮した環境設計による安全安心なまちづくりを推進するため、住宅の防犯性能の向上や防犯に配慮した公共施設等の整備等に関する安全基準を策定し、その普及に努めている。

② 共同住宅や駐車場の防犯性能の認定・登録制度

警察では、関係団体と協力して、防犯に配慮した構造や設備を有するマンションや駐車場を防犯優良マンション、防犯モデル駐車場として登録又は認定する制度の普及を図っており、平成29年3月末現在、防犯優良マンション制度は24都道府県^(注1)で、防犯モデル駐車場制度は13都府県^(注2)で整備されている。

③ 街頭防犯カメラの設置

街頭防犯カメラは、被害の未然防止や犯罪発生時の的確な対応に有効である。警察では、29年3月末現在、28都道府県で1,715台の街頭防犯カメラを設置しているほか、民間事業者等による設置・運用について支援を行っている。

④ 都市再構築の機会等を捉えた犯罪の起きにくいまちづくり

警察では、地方公共団体が主催する各種会議等に参画し、関係部門との意見調整等を継続的に行って、地方公共団体の安全安心な都市整備に向けた主体的行動を促すとともに、復興、防災等の観点から行われる都市再構築の機会を捉えた犯罪の起きにくいまちづくりを推進している。

注1：北海道、埼玉、東京、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡、福井、岐阜、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、鳥取、広島、山口、愛媛、熊本、大分及び沖縄。29年3月末現在、2,443件の登録又は認定がされている。

注2：東京、千葉、神奈川、福井、滋賀、京都、大阪、兵庫、鳥取、広島、愛媛、大分及び沖縄。29年3月末現在、288件の登録又は認定がされている。

⑤ 防犯設備関連業界との連携

警察では、最新の犯罪情勢や手口等を事業者に提供するなどして社会のニーズに応じた優良な防犯設備の開発を支援している。また、防犯設備に関する知識・技能を有する専門家として公益社団法人日本防犯設備協会が認定している防犯設備士等^(注)と協働し、防犯設備の効果的な設置及び適正な管理に向けた取組を推進している。

事例

Case

福岡県警察では、28年5月、宅地造成事業を運営する地元企業との間において、防犯環境に優れたまちづくりの推進、防犯性能に優れた住宅等の普及促進及び犯罪被害の防止に関する広報啓発活動の推進を内容とする「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定」を締結した。これにより、同企業が手掛ける大規模な住宅地の造成の計画段階から、子供が安心して遊べる公園の設置、街路灯や防犯カメラの効果的な配置等について必要な情報提供や助言を行うなど、犯罪の起きにくいまちづくりを推進している。



「犯罪の起きにくい社会づくりに関する協定書」調印式

(3) 地域の犯罪情勢に即した犯罪抑止対策

犯罪情勢や社会構造の変化に伴って、警察に対する国民の要請が多様化している。これに応えるため、警察では、地域の犯罪情勢に即して警察活動を戦略的に展開し、地域住民の不安感を生じさせる身近な事案や事件に迅速かつ的確に対応することを目的とし、警察署及び警察本部において犯罪抑止計画を策定している。警察署については、相談、警ら、捜査その他の警察活動により収集した情報等を分析し、その管轄区域において重点的に抑止すべき種類の犯罪を定め、警察本部については、全国的な犯罪情勢を勘案し、関係する警察本部及び警察署が連携して広域的な抑止活動を行う必要がある種類の犯罪を定めている。

また、治安上の脅威に対して十分な耐性のある地域社会を構築するためには、地域住民、事業者、関係機関・団体、地方公共団体等と連携協働した取組が必要不可欠であるため、犯罪抑止計画には、犯罪抑止における地域住民等の役割や、警察が行う地域住民等に対する地域の犯罪情勢等の情報提供等の支援について、できる限り具体的に定め、広範な連携協働関係の構築を目指すこととしている。

コラム

相模原市の障害者支援施設における事件に伴う対応について

平成28年7月、相模原市の障害者支援施設の元職員の男（26）が同施設に侵入し、同施設の入所者及び職員45人を死傷させる事件が発生した。

同事件を受けて、同年8月、厚生労働省において、有識者から構成され、警察庁等の関係機関が参画した「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」が設置され、同事件の事実関係の検証及びそれを踏まえた再発防止策の検討が行われた結果、同年12月に報告書が取りまとめられた。

警察では、地域社会における安全安心の確保を図るために措置を引き続き推進するとともに、報告書を踏まえ、社会福祉施設等における防犯のための取組等を推進している。

注：防犯設備士（29年4月3日現在2万6,738人）、総合防犯設備士（同344人）

2 | 生活安全産業の育成と活用

(1) 警備業の育成

平成28年末現在、全国の警備業者数は9,434業者、警備員数は54万3,244人となっている。

警備業は、施設警備、雑踏警備、交通誘導警備、現金輸送警備、ボディガード等の種々の形態を有しており、特に各種センサー、非常通報装置等の警備業務用機械装置を使用して、住宅、事務所、店舗、駐車場等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する機械警備業務^(注1)の需要が近年増加傾向にあるなど、国民に幅広く生活安全サービスを提供している。また、空港や原子力発電所等の重要施設での警備も行っているほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の警備対策においても大きな期待が寄せられるなど、警備業に対する社会的な需要は増大している。

警備業法においては、専門的な知識等を要し、事故発生時に不特定又は多数の者の生命、身体又は財産に危険を生ずるおそれがある警備業務に関し、警備員等の知識等に関する検定が設けられており、当該警備業務のうち一定のものについては、検定に合格した警備員の配置が義務付けられている。具体的には、空港保安警備業務、施設警備業務、雑踏警備業務、交通誘導警備業務、核燃料物質等危険物運搬警備業務及び貴重品運搬警備業務について、それぞれ1級及び2級の検定が行われており、17年以降、1級検定合格証明書が3万3,049件、2級検定合格証明書が24万2,254件交付されている。

警察では、警備業が果たすこうした役割に鑑み、警備業法に基づき、警備業務の質の向上を図るとともに、警備業者に対する指導監督を行うなどして、警備業務の実施の適正と警備業の健全な育成を図っている。

(2) 古物商・質屋を通じた盗品等の流通防止と被害回復

古物商や質屋においては、その営業の中で古物や質物として盗品等を扱うおそれがあることから、古物営業法及び質屋営業法では、事業者に対し、これらの営業に係る業務について必要な規制等を定め、窃盗その他の犯罪の防止を図っている。警察では、これらの法律に基づく品触れ^(注2)や指導監督等により、盗品等の流通防止と被害の迅速な回復に努めている。

図表2-86 古物営業及び質屋営業許可件数の推移（平成19～28年）

年次 区分	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
古物営業（件）	662,670	679,760	686,577	698,669	713,064	727,669	741,045	753,893	766,493	775,723
古物商	661,064	678,172	684,984	697,091	711,485	726,085	739,461	752,326	764,906	774,157
古物市場主	1,606	1,588	1,593	1,578	1,579	1,584	1,584	1,567	1,587	1,566
質屋営業（件）	3,579	3,509	3,422	3,382	3,332	3,270	3,168	3,098	3,034	2,951

注1：警備業法第2条第5項で規定されている警備業務

2：警察本部長等が盗品等の発見のために必要があると認めたときに、古物商等に対して被害品の特徴等を通知し、その有無の確認及び届出を求めるもの

3 少年非行防止に向けた取組

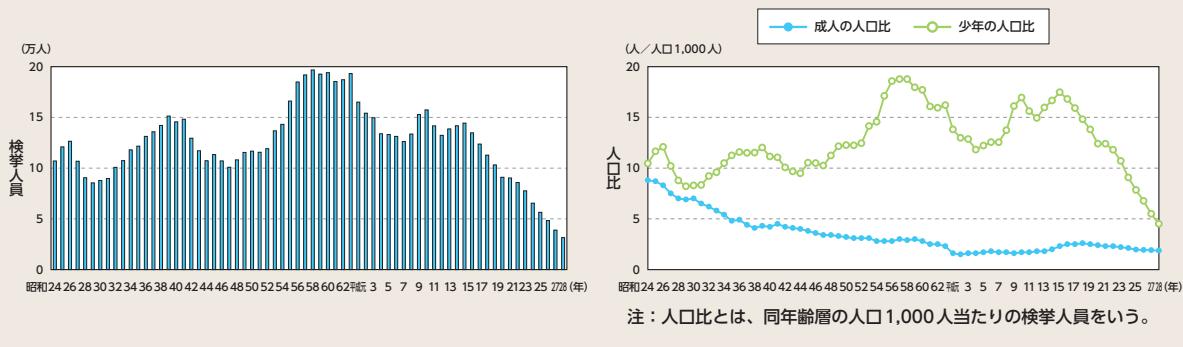
(1) 少年非行の現状

① 少年非行情勢

平成28年中の刑法犯少年の検挙人員は3万1,516人と、前年より7,405人（19.0%）減少し、13年連続の減少となった。しかし、同年齢層人口1,000人当たりの検挙人員は4.5人で成人（1.9人）と比べ、引き続き高い水準にある。

28年中の触法少年（刑法）及び不良行為少年の補導人員は、いずれも減少傾向にある。

図表2-87 刑法犯少年の検挙人員・人口比の推移（昭和24年～平成28年）



図表2-88 触法少年（刑法）及び不良行為少年の補導人員の推移（平成19～28年）

区分	年次	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
触法少年（刑法）の補導人員（人）	17,904	17,568	18,029	17,727	16,616	13,945	12,592	11,846	9,759	8,587	
凶悪犯	171	110	143	103	104	130	106	76	62	81	
粗暴犯	1,425	1,347	1,336	1,497	1,438	1,469	1,494	1,429	1,190	987	
窃盗犯	11,193	11,356	12,026	12,077	11,383	9,138	8,069	7,728	6,398	5,699	
知能犯	55	65	68	60	68	61	64	44	61	48	
風俗犯	138	137	166	175	185	202	253	192	230	192	
その他の刑法犯	4,922	4,553	4,290	3,815	3,438	2,945	2,606	2,377	1,818	1,580	
不良行為少年の補導人員（人）	1,551,726	1,361,769	1,013,840	1,011,964	1,013,167	917,926	809,652	731,174	641,798	536,420	
深夜はいかい	795,430	732,838	554,078	549,798	564,575	526,421	472,852	429,943	373,132	309,239	
喫煙	602,763	497,658	364,956	363,658	353,258	303,344	257,043	225,920	198,555	162,231	
その他	153,533	131,273	94,806	98,508	95,334	88,161	79,757	75,311	70,111	64,950	

② 平成28年中の少年非行の主な特徴

ア 刑法犯少年

28年中に検挙した少年の包括罪種別検挙人員は図表2-89のとおりであり、ほぼ全ての罪種で減少傾向にある。

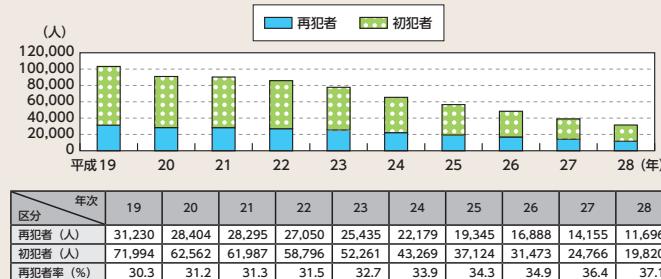
図表2-89 刑法犯少年の包括罪種別検挙人員の推移（平成19～28年）

区分	年次	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
総数（人）	103,224	90,966	90,282	85,846	77,696	65,448	56,469	48,361	38,921	31,516	
凶悪犯	1,042	956	949	783	785	836	786	703	586	538	
粗暴犯	9,248	8,645	7,653	7,729	7,276	7,695	7,210	6,243	5,093	4,197	
窃盗犯	58,150	52,557	54,784	52,435	47,776	38,370	33,134	28,246	23,015	18,298	
知能犯	1,142	1,135	1,144	978	971	962	878	987	936	833	
風俗犯	341	389	399	437	466	566	523	445	528	573	
その他の刑法犯	33,301	27,284	25,353	23,484	20,422	17,019	13,938	11,737	8,763	7,077	

イ 再犯者^(注)

28年中の刑法犯少年の再犯者数は、13年連続で減少したが、刑法犯少年全体に占める再犯者の割合は19年連続で増加し、28年は37.1%と、昭和47年以降で最も高くなかった。

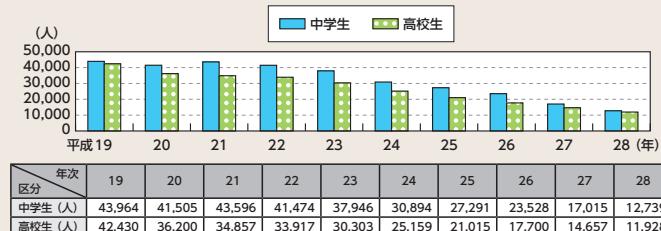
図表2-90 刑法犯少年の再犯者数・再犯者率の推移（平成19～28年）



ウ 中学生及び高校生の検挙・補導人員（刑法）

中学生及び高校生の検挙・補導人員の推移は、図表2-91のとおりであり、いずれも減少しているが、19年以降、中学生が高校生を上回っている。

図表2-91 中学生・高校生の検挙・補導人員（刑法）の推移（平成19～28年）



事例 Case

28年8月頃、無職の少年（16）らは、共謀の上、少年を河川敷において蹴ったり頭部を押さえつけて川に沈めたりするなどの暴行を加えて殺害した。同月、同少年ら5人を殺人罪で逮捕した（埼玉）。

（2）非行少年を生まない社会づくり

警察では、都道府県警察に少年サポートセンターを設置し、少年補導職員を中心に非行防止に向けた取組を行っている。また、少年の規範意識の向上及び社会との絆の強化を図るために、非行少年を生まない社会づくりに取り組んでいる。

① 少年相談活動

少年や保護者等の悩みや困りごとについて、専門的な知識を有する職員等が面接や電話、電子メール等で相談に応じ、指導・助言を行っている。

② 街頭補導活動

少年のい集する繁華街や公園等において、少年警察ボランティア等と共同で、喫煙や深夜はいかい等をしている少年に指導・注意を行う街頭補導活動を実施している。

③ 継続補導・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年相談や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて指導・助言等を行う継続補導を実施している。また、問題を抱え非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から積極的に連絡し、継続的に声を掛けるほか、体験活動等への参加促進、就学・就労の支援等を行い、再び非行に走りかねない少年の立ち直りを支援する活動を推進している。



社会奉仕活動を通じた立ち直り支援活動

注：非行を犯した者であって、当該非行の以前に、非行を犯し、処分を受けたことのあるものをいう。処分の未決・既決は問わず、触法少年時に受けた処分や警察限りの扱いも含む。

④ 広報啓発活動

学校で非行防止教室、薬物乱用防止教室等を実施するなどして、地域の非行情勢や非行要因等について情報発信し、少年警察活動等についての理解を促している。

(3) 学校その他関係機関との連携確保

① 学校と警察との連携

教育委員会等と警察の間で締結した協定等に基づき、非行少年等問題を有する児童・生徒に関する情報を学校と警察が相互に通知する学校・警察連絡制度が、全ての都道府県で運用されている。また、警察署の管轄区域、市町村の区域等を単位に、平成29年4月現在、全ての都道府県で約2,300の学校警察連絡協議会が設けられている。

② スクールソポーター

退職した警察官等をスクールソポーターとして警察署等に配置し、学校からの要請に応じて派遣するなどして、いじめ等の学校における少年の問題行動等への対応、巡回活動、相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行っている。29年4月現在、44都道府県で約860人が配置されている。

③ 少年サポートチーム

個々の少年の問題状況に応じた的確な対応を行うため、学校、警察、児童相談所等の担当者から成る少年サポートチームを編成し、それぞれの専門分野に応じた役割分担の下、少年等への指導・助言を行っている。

(4) 少年警察ボランティアとの連携

警察では、平成29年4月現在、少年警察ボランティアとして、全国で少年補導員^(注1)約5万1,000人、少年警察協助員^(注2)約240人及び少年指導委員^(注3)約6,400人を委嘱しており、協力して少年の健全育成のための活動を推進している。また、同年3月現在、大学生ボランティア約5,000人が全国で活動しており、少年と年齢が近く、その心情や行動を理解しやすいなどの特性をいかし、学習支援活動や少年の居場所づくり活動等にも取り組んでいる。



大学生ボランティアによる少年の居場所づくり活動

(5) 少年事件対策

警察では、集団的不良交友関係^(注4)の実態に係る情報を収集・分析し、少年事件対策に活用するとともに、警視庁及び道府県警察本部に少年事件捜査指導官を置き、個々の少年の特性に応じた取調べや客観的証拠の収集等による非行事実の厳格な特定等に努めるよう、捜査員等に對して指導・教育を行うことにより、少年事件の厳正かつ的確な捜査・調査に努めている。

注1：街頭補導活動及び環境浄化活動を始めとする幅広い非行防止活動に従事している。

2：非行集団に所属する少年を集団から離脱させ、非行を防止するための指導・相談に従事している。

3：風営適正化法に基づき、都道府県公安委員会から委嘱を受け、少年を有害な風俗環境の影響から守るための少年補導活動や風俗営業者等への助言活動に従事している。

4：非行集団等及びその構成員又はこれに準じる2人以上の交友関係

警察活動の最前線



立山くん

「おかげさま」の山岳警備活動

富山県警察本部生活安全部地域課山岳係
山田 智敏 巡査部長

富山県警察山岳警備隊は、昭和40年に発足してから現在に至るまでの52年もの長い歴史の中で、地元の山岳ガイドから伝授された登山、遭難者の救助・ケア等の技術を先輩隊員から後輩隊員へ脈々と受け継いできました。

救助活動は、想像を絶する過酷な自然環境において、人員や装備が限られた条件下で行われるため、山小屋関係者を始め、山で働く民間の方々との協力が欠かせません。特に、山小屋の方々には、日々変化する登山道や雪渓の説明、防寒着の確認等の登山者へのアドバイスをしていただいているが、救助活動が行われる際には、山岳警備隊員と一緒に救助現場に駆けつけ、身動きの取れなくなった遭難者を交代で背負って搬送していただくこともあります。また、救助活動が難航し、夜間に及んだときなどは、山岳警備隊員が道に迷わないように、山小屋の建物の明かりを煌々と灯し、隊員の帰還を待ってくれているのです。

こんなとき、誰とはなしに「おかげさま」という言葉が交わされます。これは、救助活動において、山岳警備隊、民間の方々を問わず皆が力を結集し、尊い命が救われるという思いから自然に交わされるものなのだと思います。

我々山岳警備隊は、今後も民間の方々と力を合わせて、安全・迅速・確実な救助活動を行い、県内外から訪れる登山者の安全安心の確保に努めてまいります。



ピーポくん

特殊詐欺根絶のために

警視庁刑事部捜査第二課特別捜査第14係（現 警視庁葛西警察署交通課）
原 直隆 警部

特殊詐欺の被害者は、お金だけではなく、人を信じる気持ちまでも失うことになります。特殊詐欺は、被害者のその後の人生までも狂わせる卑劣な犯罪です。

私は、担当した事件の被害者の方から以前お手紙を頂いたことがあります。そこには、「困っている人を助けてあげたい」という優しい気持ちにつけ込まれ、家族の介護に使うはずだった大切なお金をだまし取られてしまった」という悔しさや絶望感、被害後の苦しい生活状況等が切々とつづられていました。

私は、失意の中で涙ながらに被害の状況を語っていたこの方の姿を思い出し、思わず目頭を押さえました。しかし、お手紙を読み進めると、自らがつらい状況にあるにもかかわらず、親身になって被害の相談を受けてくれた地元の警察官への感謝や、犯人の検挙を伝えた私たち捜査員に対する激励の言葉も書かれており、私は胸を熱くするとともに、被害者の思いに応えるべく、犯人検挙への決意を新たにしました。

特殊詐欺は、他者への思いやりや道徳心につけ込む悪質な犯罪です。私は、全国警察と共に、特殊詐欺の根絶に向け、全身全霊を傾けて捜査に邁進していきたいと思います。

